

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会
第12回 新市建設計画小委員会

《 会 議 録 》

会場：厚田村議会議場

日時：平成16年6月2日(水) 13:30～16:40

第12回 新市建設計画小委員会会議録

開催日時：平成16年6月2日(水) 13:30～16:40

開催場所：厚田村議会議場

【出席委員】(敬称略)

委員長
加納 洋 明

副委員長
河合 雅 雄 岸本 正 吉

委員
長原 徳 治 池 端 英 昭 山 根 利 子 浅 井 秀 樹 小 池 弓 夫
大 山 弘 行 田 中 宣 律

【欠席委員】(敬称略)

藤原 市 子 相原 一 男 沢田 富 雄 中村 東 伍 佐藤 克 廣

【事務局】

工藤 泰 雄 清水 敬 二 小西 裕 史 佐々木大樹 中村 裕 一
富木 則 善 江部 靖 田 中 匡

【出席職員】 14人

【傍聴者数】 2人

議事日程

1	開 会	3 頁
2	協議事項	3 頁
	(1) 新市建設計画「合併まちづくりプラン(案)」のサブタイトル について	5 頁
	(2) 新市建設計画「合併まちづくりプラン(案)」の検討・協議について ・「8 財政計画」について	9 頁
3	閉会	4 3 頁
	・ 次回会議の開催等について	

1. 開 会

加納委員長：本日は、またお忙しい中、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日の出席委員数は15名中10名、定足数に達しております。

ただいまから第12回新市建設計画小委員会を開会いたします。

2. 議事協議

加納委員長：本日の日程は、お手元の会議次第のとおりでございます。本日は、前回の委員会において継続となっております合併まちづくりプランのサブタイトルと、未協議となっております8、財政計画について協議をいたしたいと存じます。

初めに、本日お手元に配付されております追加資料につきまして、事務局より説明を受けたいと思います。事務局、お願いします。

佐々木計画班長：計画担当、佐々木でございます。

それでは、私の方から初めに、本日追加資料等といたしまして、お手元に配付いたしました資料につきまして、ご説明をいたしたいと思います。

初めに、まずお手元A4版11ページ物になりますけれども、新市建設計画合併まちづくりプランに係る主要事業整理表と題しております資料をごらんください。

こちらは、前回小委員会時に配付いたしましたものでございますけれども、ご指摘をいただきましたこのうち10ページ、ナンバーでいきますところの223番になります。地域創造アトリエ運営補助事業、こちらの事業概要欄につきまして、現在活動中の特定団体への限定的な補助制度といったような誤解を招かないよう、ごらんのとおり記載内容を改めております。

また、前回お配りいたしました正誤表に関わりますこの3事業につきましてもあわせて修正いたしておりますことから、本日差しかえという形になりますけれども、再度委員の皆様にご覧させていただきます。

続きまして、A3版の6枚物、少々大きいサイズになりますけれども、こちらが新市建設計画合併まちづくりプランに係る主要事業整理表（普通建設事業等内訳）と題されております資料、こちらをごらんください。

こちらにつきましても前回小委員会におきましてご指示をいただきました各市村等別の事業内容及びその概要がわかる資料といたしまして普通建設事業、いわゆるハード系事業などにつきまして、各団体ごとに詳細に取りまとめた資料でございます。こちらの資料で追加した部分、ちょっとごらんになっていただきたいのですけれども、左から2番目の列、こちらに団体ナンバーの隣になります。団体区分、この列を設けまして、石狩、厚田、浜益共通という区分で振ってございます。同じく左から7番目ですか、6列目ぐらいになると思うのですが、こちらには継続・新規の別という欄を設けまして、継続事業なのか新規事業なのか。

それと、さらに全体の右側になります。事業それぞれの前期・後期、それぞれのその財

源内訳を付しているようになっております。こちらの資料につきましては、初めにご説明いたしましたA4、11ページ物の主要事業整理表、この掲載事業の内数ということになってございます。

なお、A4、11ページ物の資料、初めに説明した資料ですけれども、こちらにつきましては、前回ご説明いたしましたとおり、本小委員会における新市建設計画、いわゆる合併まちづくりプラン原案の検討のための小委員会用資料でございますけれども、こちらA3版の詳細な資料につきましては、その内訳を委員の皆様にご確認いただくための、あくまでも見込みの参考資料でございますことを、くれぐれもご留意を願いたいと思います。

これらの資料につきましては、特に前回小委員会でご確認をいただきました計画案の4、新市の施策並びに5、北海道事業の推進等の作成に当たりまして、事務局により整理を行うために作成した基礎資料でございます。現時点で事務局並びに各市村担当課や専門部会として把握し得る事業概要や想定されるまちづくりなど、さまざまな情報と、その検討の結果に基づき作成したというものでありまして、合併することとなった場合に実施される事業が、掲載されている内容のとおり100%進められていくというたぐいのものではないということにつきましても、あわせてご了承をいただきたいと思います。特に掲載されている事業の中には新市以外の実施主体、つまり国や道が想定されている事業もございますので、新市の実際のまちづくりに当たっては、その内容が変更される場合も考えられるということでございます。

最後にA4の1枚物の主要事業整理表の(普通建設事業等集計表)と題してあります資料をごらんください。

こちらは、先ほどの普通建設事業等内訳の詳細な資料のその集計表であります。上段の表は総括表、その下段には、その団体別内訳としております。特に上段、総括表の一番下の行、総計のうち普通建設事業、こちらの欄につきましては、本日の協議案件でございます8、財政計画における資料として前回配付いたしましたA4版17ページ物の資料、地方交付税等のシミュレーション設定の考え方改訂版、こちらの末尾に付してございます二次推計の詳細資料、合併二次の歳出10、普通建設事業費欄の右から2列目、平成17年から26年の10カ年間の合計事業費283億9,979万2,000円と突合しております。

また、団体別内訳の一番下の行、共通事業につきましては、当該事業の予定、施行予定区域が2以上の団体もしくは区域に及ぶものですとか、具体的な施行箇所が未定となっているもの、さらには上下水道などライフラインに関連する事業や消防防災関連事業など、その事業の必要性・緊要性が事業の施行区域にかかわらず新市共通であると判断されるものなどにつきまして、こちら共通事業として分類しているところであります。

以上、本日の追加資料といたしまして説明を終わります。

加納委員長：今、事務局の方から説明ありましたけれども、前回指摘のあった部分で、前回ご発言になって、今日欠席されている皆さんもいらっしゃいますけれども、まずこの11枚つづりの分について訂正してありますけれども、この辺については問題ございませんか。

よろしいですか。

(「異議なし」の声)

加納委員長：では、これについては問題ございませんので、それでは、合併まちづくりプランのサブタイトルにつきまして、まず協議をしたいと存じます。前回提案のあったサブタイトル「あいの風おこし石狩の国づくり」に対しまして、前回ご意見をいただき、再度事務方によりまして検討することになっておりましたので、再検討の結果について事務局より説明を受けたいと思います。事務局お願いします。

佐々木計画班長：引き続き、私の方から説明いたします。座って説明させていただきます。

それでは、サブタイトル、副題についてですけれども、前回ご提案いたしましたサブタイトルにつきまして、この件につきましては前回「あいの風おこし石狩の国づくり」と題しましてご説明いたしまして、前段の「あいの風おこし」につきましては、委員の皆様に一応のご賛同を得られたものと感じておりますけれども、後段の部分の「石狩の国づくり」の「国」の部分についていかがでしょうかとのご意見がございました。持ち帰りまして事務方で再検討いたしまして、その代案といたしましては、この「国」という漢字にかえまして、例えば「里」、郷里の里の里ですとか、あとは郷里ですとか郷土の最初の「郷」、このような漢字でありますとか、あとシンプルに「石狩のまちづくり」、「まち」平仮名で「まち」ですとか、漢字の国を使わずに平仮名の「くに」にするですとか、旧字体のくにがまえにあるいはという漢字の「國」にしてはどうか。

さらには漢字の石狩を平仮名の「いしかり」にしてはどうかなど、種々検討いたしましたのでございますけれども、やはり事務方といたしましては前回ご説明いたしましたように、大正、昭和初期当時ごろまで3市村含め石狩国と呼ばれておりましたという史実、また合併によって新しく生まれる新生石狩市といたしまして道内最大の都市、札幌市に対する存在感をより一層高めるような、ある意味1つの国といたしまして、現在の3つの市や村が1つにまとまり、その発展を目指していくといったようなことで、やはり「石狩の国づくり」としてはいいかがかなと考えているところであります。

また、この「国」という字ですけれども、この字には国家や領地、都、それから地勢や行政区画の呼び名などの意味もありますが、その一方でふるさとですとか土地、大地などという意味も持っております。3市村がこれまで培ってまいりましたふるさとの歴史を重んじながらも合併による新しい歴史をつくりながら、そこに暮らす市民の結束と協力のもとに新しいふるさとを育てていく。また、南北に80キロ、700平方キロを超える広い大地で、スケールの大きなまちづくりを展開していったというような意味合いもイメージされるといったものではないかと考えております。

以上となりますが、事務方の再検討の結論といたしましては、他の代案もございしますが、やはり「石狩の国づくり」でどうでしょうかということ、こちらの意見として述べさせていただいた上で、再度委員の皆様のご検討、ご判断をお願いしたいと思うところでございます。

以上、説明を終わります。ご協議につきまして、よろしく願いいたします。

加納委員長：ただいま事務局から説明がりましたが、再度提出ということで、ご発言がありましたら皆さんからまたご意見をお伺いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

はい、長原委員。

長原委員：国づくりというお話ですが、事務局が言っている意味も理解できなくはないのです。ただ、どうしても国家の国という国を使ってしまうと、やっぱりそれこそ国家というイメージがどうしても強くなるので、しかし今の説明、再検討した結果ということもあるのだとすれば、里とか郷里とかということにもならないし、まちは上に使っているしね。最大限柔らかくするとすれば、そういうイメージを柔らかくするとすれば、ここ平仮名にすると、もう少しは柔らかくなるかなと、そういうイメージという意味では、気はするけれどもね。私はそう思います。国家の国という漢字をぼんとここに入れるのは重過ぎるというか、どうしてもそういう印象を拭えないですね。ほかの皆さんのご意見があれば、それで合意すればいいと思うけれども、最大限、平仮名程度には修正しておいた方がいいかなと思います。

加納委員長：ほかの皆さん、どうでしょうか。このままでよろしいのか、それとも今言ったようなご意見か、それともまた違う、私はこういうのがいいなというのも含めて、どうでしょうか。黙っていられると、いいのだから悪いのだからわかりませんので、すみません。

はい、河合委員。

河合委員：よくあれ「十勝の国」と言いますよね、十勝、北海道の十勝。そんなことで今言うように、いろいろと検討した結果、国ということですがけれども、私も長原委員の言うように、これ平仮名にしたらいいいのでないか、柔らかみというか。やっぱり国というとか何かでつかくのしかかる。でも「十勝の国」とよく言いますよね。石狩の国と昔は言ったのだらうけれども、このごろは言わないけれども、そんなことで、長原さんの意見に賛成です。

加納委員長：ほかどうでしょうか。大山委員、どうですか。

大山委員：この漢字の国という字は、やっぱりかたい感じしますよね。だから平仮名がいいのかな。全体の説明聞いていて、何とかな、名前をつけるに当たっては、今説明聞いていてなるほどなと思っています。だから、かた苦しく「国」というのがいいのか、それとも今、平仮名で「くに」の方がいいのかというと、やっぱり平仮名の方がいいのかもしれないね。

加納委員長：あとどうでしょうか。山根委員、どうでしょうか。

山根委員：私「あいの風」というのが、これは石狩、厚田とか浜益とかで、その地方特有の呼び方で、ここにありますが北西の風ですか、これが私ちょっと辞書で調べましたら、あいの風というのは、あゆの風、あいの風、どちらでもなのですけれども、東風なのですね。

それで、ここ特有のこれで、こういうふうな歴史があるから、これでいいのだということでしたら、それはそれで納得なのですけれども、あゆの風というのは何か万葉集の中に出てくるあれで、東風になるのですね。でも、それ石狩特有なのですね。

大山委員：石狩と浜益は、あゆ風と言っているけれども、これは地域が違えば、あいうえおのえ、あえの風なのです。これがこの地域ではあい風になっているのですよ。

だからこれ、万葉集にも出ているのですよ。その当時から日本全国にある海岸地帯に住んでいる人方は、海のかなたから幸せが運ばれてくるのだと、その運んでくる風がこのあい風だよと、そういうことなのです。

山根委員：わかりました。

加納委員長：はい、小池委員。

小池委員：事務局の皆さんが知恵を絞って再検討した結果、再度同じタイトルで審議してほしいという要望ですから、それはそれとして尊重しなければいけないと私は思います。例のその石狩の国づくりの「国」について、せめて平仮名とかいう話になりますと、合併まちづくりのまちづくりと、ちょっと何というの、連動するというか、上の総合タイトルはまちであって、サブタイトルはくにという平仮名に仮にするとすれば、どうも落ち着きがないという感じがしますので、皆さんが一生懸命考えてくださったので、事務局案の方がいいのかなという印象でございます。

加納委員長：ほかどうでしょうか。皆さんに聞きたいなと思いますので、池端委員どうぞ。

池端委員：私は新たにつくられるまちというような意味合いから、特に歴史的なキーワードを何か引き出さなくても、新生石狩づくりというような簡単なものでよかったのかなという感じがいたします。特に「国」という文字についての意見はないのですが、石狩市民にとってもぴんとき、そして厚田、浜益両村の皆さんにおいても何か一体感を感じられるようなそういうキーワードが一本あれば、それでそれほど難しいものではないのではないかなという、余りこじってしまうと逆に何かどこかで違和感が出てくるのが、ちょっと逆に怖いなど、逆に本当に新生石狩づくりみたいな簡単なところで、みんなが新しい地域を、石狩のまちをつくっていくのだよという共感できるようになったところがいいのかなと。

というのは皆さんの議論の中に「あい」という「あいの風」というものが何なのだという議論がここで高まっているように、一般市民が例えばこの言葉、このサブタイトルを見たときに、本当に単純にどう感じるか。すぐすっと受け入れられるものであれば、さほど問題はないのですが、どうしてこういう名前がついたのという、そこで引っかかってしまうと、せっかくのサブタイトルも何かぴんどこないまま終わってしまうのかなという気はするので、私は単純明快の方がよろしいかなという私の意見でございます。

加納委員長：ほかどうでしょうか。岸本委員どうでしょうか。

岸本委員：私は別にこのままでもいいのかなと思いますよね。表紙の裏めくるとサブタイトルに対する注釈もついていますので、それを見られた方は、このサブタイトルの意味合いも理解してくれるのではないかと思います。

ただ、その「あいの風」ということに対しての「の」が入るとというのが、ちょっと普通はあい風、あい風と言ってしまうので、「の」が入ることによって「あい」が逆に強調にされて、普段の話している言葉とはちょっと異質に聞こえてしまう。「あい」だけが何か逆に

強調されてしまうような気がする。逆にあい風そよぐとか、そんな方がかえっていいのかなと、「の」が入ってしまうと何か、ふだん使っている言葉とちょっと違うようなイメージが逆にとられるような気もするのですよね。それこそLOVEの「あい」の方に何か一瞬、裏を見ない限りはそっちの方になってしまうのかなという気がするのですよね。

加納委員長：それではあと、浅井委員どうでしょうか。

浅井委員：そうですね、上の行でまちづくりと書いてあるので、いきなり国づくりという言葉が出てくると、やっぱりちょっと違和感を感じてしまうので、平仮名のまちづくりが一番無難だと思うのですけれども、これはここで決めなければいけないのでしょうか、やっぱり今日ここで。これからパブリックコメントとかやりますよね。その中で市民の皆さんに意見伺って決めるとか、そういうわけにはいかないのでしょうか。

加納委員長：今日このまま順調に全部含めてでき上がれば、当然パブリックコメントの期間を設けて1カ月間ぐらいですか、市民の皆さんからご意見をいただいて、それを受けてまた委員会を開催することになりますけれども、そのときにこのことについても当然ご意見があれば多分出てくると思うのですね。その中で、その内容によってどうするかということになると思いますけれども、今の段階としては、うちとしては、まずパブリックコメントに出すための成果品をつくって出さなければならぬものですから、まずはこういう形で決めておかなければ、ちょっとパブコメに出せないということになりますので、今日の段階では、まず決めさせていただきたいなというふうに思っていますけれども。

浅井委員：わかりました。でもやっぱり「まちづくり」が一番無難でいいのではないかと思いますけれども。

加納委員長：石狩のまちづくりですか。

浅井委員：そうです、はい。

加納委員長：はい、長原委員。

長原委員：私も「まちづくり」が一番いいと思うのですけれども、上に合併まちづくりプランとなっているでしょう。まち、まちになってしまうのですよ、2つ重なると、そこがどうかという、一番いいのは、僕はここ国の言葉をまちに変えるのが一番いいとは思いますが、そういえば、そうしたら上の合併まちづくりプランを変えてしまったらどうなのだろう。そのまち取って新市建設プランとか、上の要するにこの合併のまちの「まち」を取ってしまうような、上の名称を変えて下に「まち」を使うと。ますます話は複雑になりますか。

加納委員長：この合併まちづくりプランについても、この委員会の中で事務方から新市建設計画というかたい表名でずっと来ていたものですから、こういうようなタイトルで進めたいということで提案がありまして、それで合併まちづくりプランということで皆さんのご意見をいただいて決まったのかなというふうに思っておりますけれども、このたびはさらに事務方として市民の皆さんにこれだけだちょっと寂しいのと、それからもう少し深みをつけるという意味合いも込めて、サブタイトルをつけたというふうに聞いておりますので、逆に

つけない方がよかったのかなと思いますけれども、ただ合併まちづくりプランについては、これは皆さんのご理解得て一応進めておりますので、ここまでいくと全部の話になりますので、どうでしょうかね、これ。

長原委員：最初の構想のやつは新市建設計画ですよ。

加納委員長：そうです。

長原委員：そうだよ。新市建設計画だよ。

加納委員長：そうです。それを、この合併まちづくりプランというふうに変えたのですよね。

長原委員：あれは新市建設構想の具体案だものね。

加納委員長：どうでしょうか。今、浅井委員からもちょっとお話ありましたけれども、当然一応は成果品として、この委員会でもだつくり上げますけれども、これまた1カ月間かけて、またパブリックコメントの期間を設けて市民の皆さんからもまたそういうご意見いただくことになりますので、その中であえて、このタイトル含めて、その辺にご意見だとか、そういう要望が強くあるようであれば、また検討の素材となると思いますけれども、一応この形で出させていただければなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。今のお話聞いていると、大体半分とか3分の1とかと、それぞれ部分で分かれてしまって、こっこの体制というのがちょっとないように見えるものですから、そういう意味では1回この案で出させていただいて、その上でそういう意見がいっぱいあるようであれば、また検討もするという確認をさせていただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」の声)

加納委員長：では、仮決まりということで、1回はこのままのタイトルで、サブタイトル含めてパブリックコメントの方に、まずは諮らせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいとします。今皆さんからご意見いただいたことについては、当然事務方の方もちゃんと受けとめておりますので、パブリックコメントと含めて、そういうような話があれば、また考えていただければと思いますけれども、まずはこれで進めさせていただきたいとします。

それでは、合併まちづくりプランのサブタイトルにつきましては、今回出された形で確認をさせていただきたいとしますので、よろしくお願ひします。

それでは、続きまして8、財政計画について協議をしたいと存じます。この部分につきましては、前回事務局より説明を受けておりますので、わからない点なども含めてご発言をいただきたいとしますので、よろしくお願ひします。

はい、長原委員。

長原委員：財政計画について、少し質問を含めて述べさせていただきたいとします。

まず、この財政計画の性格なのですけれども、合併した場合の姿をつくるという合併協議会の中でも、この財政計画がやはり一番重要なテーマと私は受けとめています。合併した場

合の財政がどうなるのかということと同時に、ここに用いられている基礎的な数字は同時に各市村が独自に今後、合併しなかった場合のシミュレーションもつくるということになっているけれども、基礎的な数値としては多分この合併した場合の数値と同様の数値をほぼ使われるのだらうと、基礎的な考え方といいますが、その辺はどうなのでしょう、お尋ねするとともに、この10年、15年先を見通した財政推計であり、市民、村民の皆さんが判断する際に一番重要な材料としてこれを見るのだらうと、見られるのだらうというのは当然のことなので、相当制度、正確なシミュレーションとして、これは責任を持ってお示しをしなければならないという性格のものだと思うのです。

それから、現時点で、あのときは推計値だったから、10年たった後に推計値だったのでかなり違ったと、それはしようがないというようなことでは通らない。あのときは間違いだったでは済まされない、極めて責任の重い問題だというふうに考えることが必要だと思います。市民の皆さんがそれを見て判断されるわけですから、合併した場合の姿とか合併しなかった場合の姿どうするかということ、基礎的な判断をされるとお思いますので、そういう点で慎重に、これは当小委員会としても審議をしていくことが重要ですし、責任を持てるような内容にしていくことが必要だというふうに考えています。

そういう点から幾つかちょっとお尋ねしたいのですが、まず資料として、この10年、15年先の千数百億円という数字を、このA4の一覧表1枚の数字で全部見ろと言われても、それはなかなかすべてを分析して見切れませんよね。理解しきれないというふうに思うのです。もう少し補足資料が必要なのでないかという気がいたします。その1つとしては、一番見やすいものとしては、やはり財政がどのように推移するのかということを見ていく上で、やっぱり一番わかりやすいのは財政指標だと思うのですよ。財政指標もたくさんありますけれども、そのうちで本当に財政の健全化がどう動いていくののだらうかという点でいえば経常収支比率でしょうし、やはり借金と、その借金の返済という関係でいえば、起債制限比率が一番一般的と、現在使われているのは起債制限比率と。

それから、交付税との関係でいえば、自主財源がこれでどの程度確保されてくるかという数値も見えていくことが必要だと思いますので、それぞれの財政力指数と程度は、この財政指標としてお示しをいただくということになれば、この数字だけの羅列だけで果たしてこれが具体的に大丈夫かという検証をなかなかしにくいと思うのですが、そういったような指標をお示しいただくことはできないでしょうか。

また、3つ目になりますが、各市村のやはりこの財政を出していく上で、この表の基礎になる数字は、あくまでも交付税算定上の基準財政需要額及び基準財政収入額ということが計算されて、その積み上げの上にこの財政二次推計ということが成り立つということで制度が高まるのかなというふうに思うわけで、その基準財政需要額、収入額についても補足資料といいますが、どうなっているのだという数字も、これはお示しいただいた方がいいのではないかとこのように考えますが、どうでしょうか。

それから、合併による財政効果という点で、いろいろな細かいこと言われていますが、特

に事務の効率化という点で、職員数の推移ということが一つの効果というふうに言われているのですが、人口についてはかなり詳しい年次別の人口推計表を、それから補正率ということもかなり具体的な数字がついています。だけれども、もちろんこれは基礎になるからこうなっていると思うのですが、あわせて職員数の動態と、何年にどれくらい減るのかということ計算されているのかというようなことも必要だなと思います。

職員数についていえば、この推計についていえば400人というふうに計算されていますよね。400人と仮定すると、平成27年度でなっているわけですが、合併協議会での資料では500人となっていますよね。差100人くらいありますよね。これは恐らく普通会計と特別会計入れた総職員数との差なのだろうと思うのですが、両方の意味で、その年次的な推移ということがあると思いますので、それはお示しいただいた方がいいだろうと、できればペーパーで出していただいた方がいいというふうに思うのですよ。

それから、もう1つ全体論の点でもう一点だけお尋ねしておくと、合併協議会の中では各種事務事業が合併後検討するとか、合併時に調整するとか、要するに現時点ではかなり姿がはっきりしていなくて、その後いろいろともう一度再検討しようという項目がかなり多数ありますよね。これは、現在はそれぞれの3市村がそれぞれ独自に行っている事業ということがほとんどなのです。それを合併再編したときになくするのか、継続するのか、1国2制度にするのか、3制度にするのかというようなことを、これから検討しようということですね。

それから、一方では歳入面でいっても住民の皆さんに負担を求める負担の額、これについても一部分、ある程度合併後に検討しよう、こういう数字相当あるのですよ、いろいろなところに。これのものは全部、恐らく基本的に考え方を、基盤を統一して計算されていると思いますので、どういう統一の仕方をしているのか。現在の事業の平成15年、16年の事業の経常経費ベースに全部算入をして、それらは継続をされたという形で計算されているのか、それともそれは全部協定書の大体精神に従って、いずれは段階的に激変緩和はなくしていこうという方向ですから、なくすという方向なのか、それとも段階的な補正その他の表現がありますから、激変緩和措置というような形になっていますから、そういうものを年次的に全部積み上げていって、こういう数字にしたのかと、この辺の合併協定書本体との関わりを、どういう基準に基づいて推計されているのかなという点なんかもお聞きをしておきたいなというふうに思います。

あと、歳入と歳出それぞれについて、個別的に幾つか意見を申し上げたり質問したいことがあります。非常に長過ぎるので、ちょっと1たん全体総論として、まず質問や提案、資料のお願いをさせていただいて、その点から始めていきたいと思えます。

全体でもう一点だけ申し上げておきますが、最初にこれをずっと数字見せていただいたときに、私の単なる印象ですけれども、これだけ財政お互いに厳しい厳しいという中で、特に16年度の予算組だったら私も石狩市でいえば、もうパニック状態をつくった、もう数字合わせの予算という状況ですよ。こういうこの逼迫した状況の中で、3市村とも同様の状

況にあると。それが合併した結果、こんなにうまく財政進むのだろうか、いやいや実によく番号合うものだと、このようになるかなという率直な疑問がどうしても、印象と違いますか、単なる印象かもしれませんが、拭えないですね。その点でもし何か、いやいや、感想といたしますか、こうものなのだというようなご説明があれば、その点も聞いておければいいかなとは思いますが。

加納委員長：5分程度、暫時休憩いたします。

(休憩)

加納委員長：休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、事務局をお願いします。

佐々木計画班長：それでは、初めに私の方から長原委員のご質問のうちの何点か先に説明いたしたいと思っております。

まず、この推計の基礎となっております基準財政需要額、こちらの方なのですが、こちらにつきましては、一次推計のときにも行いました一本算定という平成15年の普通交付税の算出資料に基づきまして算出した額、これをベースに人口による補正率等の資料もついてございますが、それらを考慮した、それは二次分の人口推計を考慮したトレンドということによっております。そのもととなっております基準財政需要額につきましては、平成15年時点で123億6,000万円という数字になってございます。

なお、交付基準額の算出上、基準財政収入額も必要ですので、こちらにつきましては、これは合算額ということにしておりまして、収入額は15年で一本算定ですけれども65億7,000万円です。これをベースに、一次推計とは変わってございませませんが、これをベースに先ほど申しましたように、二次推計で採用しております人口推計、これは補正率ですとか、その他もろもろの増減要素を加味して、交付税については推計しているということしております。

それと、続きまして職員数の関係でございませけれども、職員数につきましては、まず500人と400人の差というのは委員ご指摘のとおり、推計はあくまで普通会計ベースということですので、普通会計を除く特別会計、企業会計その他派遣職員等々の差でございませ。推計ですので普通会計ベースで概要をお答えいたしますと、平成17年時点で普通会計職員が487人というふうに試算しております。現時点からの定年退職者の見込み等を含めた人数で、平成17年の4月の現在で487名、それが平成26年をめぐりに400人になる、こういうふうに仮定しまして、その間はその年々の退職者に対する新規採用率というのを抑えつつ、それを同じ計算のルールにしまして逡減させているというような数値になります。

それで、ですから平成17年の487名から26年の400人まで、その年々で退職者の数が微妙に変動いたしますので、その一定割合、例えば退職者10に対して何割を採用する、そういうようなルールに従いまして緩やかに逡減させていくような、曲線を描くような方法になっております。

私の方からは以上の2点を答えさせていただきました。

清水事務局次長：続きまして私の方から、まず1点目。今回出しました二次推計に使われた数値、合併とした場合の数値については、しない場合の3市村の姿、これらにも使われるのかというご質問でございますが、事務方の専門部会なりの財政班で、当然これらについては整合性を持たなければならないと。基準財政収入額、歳入の分については特にそうでありましょう。歳出の分については、3市村個々の使い方、節約の仕方とか、いろいろな計画に基づいたやり方がございますので、そちらの方が当然個々の判断、団体の判断という形になりますが、歳入については一定のルール、つまり三位一体に係る交付税の減ですとか、税源移譲の分ですとか、それから税収の見込み方法とか、そういったものについては一定のルールで考えていくべきではないかと、そういった点について押さえて確認しているところでございます。

次に2点目ですが、財政の諸指標というか、指標数値でございます。経常収支比率、起債制限比率、自主財源比率等でございますけれども、これらについては、この財政推計の数値をもって出すことは可能でございますが、現在のところそれはご用意しておりません。ですので、後ほどそういうものについてはご提示できればとは思っておりますけれども、一次推計のときに試して経常収支比率等は出してしております。それは内々の事務方の試算としては出してありますが、そういった数値よりも合併特例債等を使うことによって、それらは好転していると思われまことから、それらについてはそれほど心配いただくなくていいのではないのだろうかという、今すいません、出しておりませんので、このような返答でしかありませんけれども、そういうような現時点でのお答えにしかならないのは申しわけなく思っているところでございます。

次に、合併後の検討するとか、合併時検討するという形になっているもので、住民負担が伴うものが出てくるのではないかと、これはどのように算入しているのか、そのまま廃止とかいう形でとらえていないかというご質問でございましたけれども、そのようなことは行っておりません。現状決まっていないものは現状のままで、そのまま受け継いで入れておりますので、仮に合併後そういうふうなことが、徐々に廃止なりするに当たっては経費的なものが浮いてくる、また値上げするというような形にもしなるものがあつたとしたならば、それは黒字の方に転化するという話なので、現状はですからマックス的なものとしてとらえていただいて、経費的にはよろしいのではないだろうかと思っているところでございます。合併協議会の事務一元化の協議で、明確に判明していないことについては、それについては現状をそのまま踏襲しているというのがスタンスでございますので、そこらじくっていることはございません。

それから、最後のご質問でございましたけれども、3市村とも現状は非常に予算策定においても苦しい状況にあるのに、合併したらこんなにうまくいくのかということで、ちょっとうま過ぎなのではないかというご疑問だったと思っておりますけれども、前回の小委員会でお配りしました推計、合併二次のところのA3の広い表を見ていただければ一目瞭然でございます

が、合併前の15年、16年で3市村、これは足した形の数字となっておりますけれども、歳入歳出で15年で8,600万円ですね。それから、平成16年で6億9,000万円赤字となっております。このように赤字が出てくる状況にはなってきます。

同じように平成17年では、電算統一とかいろいろなもので一時お金かかってきますので10億円、それから18年度では約3億円、19年度では9,600万円、20年でも2億2,000万円と、こういうように赤字はなります。何も単純にバラ色になっているわけではなくて、人件費の削減効果等があらわれる、それが確実にあらわれてくる以前は、今と同じように苦しい状況は変わらないということです。その苦しいところを救ったのが何かといいますと、合併特例債による基金の積み立てでございます。ここで18.8億円の基金を積んで、繰替運用でしのぐことが可能だったと。

なぜこんなにうまくいくのだと話を言われた場合にお答えできることとすれば、合併特例債、つまり国の財政支援を有効に活用することが可能だったからこそ、しのぐことができたという話でございます。この財政支援がないと、まことこれは赤字として発生していくものであり、何も簡単に都合がついたと、合併したらバラ色になったという話ではないというところだけのご認識にいただければと思っております。

私からは以上でございます。

加納委員長：はい、長原委員。

長原委員：財政指標ですね、これについてはぜひ、出るということですからいただきたいと。私はその指標をもとに二次シミュレーションを、もう少し分析させてもらいたいと、その上で判断したいと思っております。

ただ、今すぐ出ないということですから、これは後日出してもらおうとしても、その前提条件なしに、この是非をいいか悪いかと聞かれても、ちょっと私たちも逆にお答えしようがなくなるといった感じを私は持っていますということをお願いして、その取扱いについてはひとつ後で委員長の方で、取扱いを協議していただければなと思うのです。

それから、同じく職員数の減も、説明としてはよくわかりました。わかりましたが、できればペーパーで出してもらいたいなと思います。

それから、基準財政需要額についてもできているということですから、これもペーパーで提出してもらわなければ、単に口頭だけで一本算定で加味した分ですと言われても、実際の金額が各年度に当てはめるときにどうなのかということが全然数字的にわからないので、それをペーパーで出してもらいたいなというふうに思うのですが、そのちょっと取扱いだけ、もう一遍ちょっと委員長諮ってくれませんか。ペーパーで出してもらおうということだけ。

加納委員長：はい、事務局。

清水事務局次長：財政指標、職員数については、数字として出すことは、事務局としては可能だということはお伝えしておきます。

ただ、基準財政需要額、算定するに当たっての需要額というのは、一本算定であれば15

年度、一本算定以外の分については16年度の数値を加味しながらつくっております。それらは基本となる15年度の交付税の算定数値から、それに変更になってくる人口ですとか、ほかの起債の償還費の分ですとか、変わる分についてを加味する形となってきます。

ですから、毎年毎年の基準財政需要額なり収入額をつくるわけではございません。それは推計として基準の年を置いて、そこから変化の要因を追っていったという形でございませぬので、毎年毎年の分を基準財政需要額なり収入額をつくることは、事務方からいくと余り意味のないこと。それ抜きでも十分に推計は出ますし、推計というのはそういうものであるということで、ご理解いただければと思います。

加納委員長：どうですか。

長原委員：ちょっと先ほどペーパーで出してほしいということ、今の答弁にもちょっと。

加納委員長：長原委員の方から、今日それぞれ皆さんにお手元に資料が出ておりますけれども、二次推計に至った分についても、それに至る財政指数をペーパーとしてそれぞれ出していただきたいと、その辺の部分がないと今後のこの協議、審議していく上でも進められないというふうなのですよ。

それで、もちろん後日出されたとしても、この8の財政計画についての確認についてもちょっとできかねるというようなことでご発言いただいておりますので、どうでしょうか。もし今日の段階でその辺のことが、取扱いができないということになりますと、当然先ほども言いましたけれども、成果品としてこれから6月、7月にかけてパブリックコメントに出していくということになりますので、そういうことの日程を見ますと、近々にまた委員会を招集しなければならぬと、開催をしなければならぬということになります。

それで、この後もまだ審議がございませぬけれども、もし今日ここで確認ができないようであれば、今考えられるとしたら6月の4日、あさっての午後からと、それから長原委員の方からご提案なりましたけれども、6月8日火曜日、この辺あたりはどうだろうということでお話が出ていますのですけれども、委員の皆さんの日程もございませぬ、都合の部分を含めて。基本的に4日ぐらいまでは、それぞれ前もって今日の日程も含めてとらえてはいたのですけれども、例えば6月4日午後からやるにしてもどうでしょうかね、皆さん。

河合委員：4日は常任委員会。

加納委員長：常任委員会。

大山委員：私は8日。全然だめだから。

加納委員長：8日だめ。厚田村は午後から常任委員会あるのですよね。はい。

長原委員：9日は。

池端委員：資料の提出がなければ審議が進めらるか進められないかでないですか。

加納委員長：一応もちろん全体に皆さんのご意見聞きますけれども、今、長原委員からそういうような資料の提出求められておりますので、一応そのことについての部分で皆さんのちょっと都合を聞いて、それでどうしても日程がとれないようであれば、また長原委員に差し戻して、長原委員の中でまたちょっと検討していただくしかないか思うのですけれども、

これ4日については、今の時点でもう出られないという方はどうでしょうか、午後から。長原委員がだめだね、それから厚田村もだめですね、はい。

それから、もし8日にするとしたら、浜益村はやるとしたら8日の午後から。あとどうですか、石狩市の委員のご都合は。

大山委員：失礼ですけれども、こういう何というかな、特別な数値。長原委員は議員経験も長くて、こういうこと詳しくよく知っているのだと思うのですけれども、ほかの委員にこれ詳しく数字出されてどうかこうとかと言われても、結構わからないと思うのですよね。

だから、やっぱり専門の人が一生懸命、真剣につくった数値だから、多少のずれはあるかもしれないけれども、そんなに大きく計画が狂うようなそういう数値ではないと思うのですよ。だから、この数値で何とか納得して通すべきだと私は思うのですけれども、どうでしょうね。

長原委員：意味がちょっと違うのです。数値が納得するとか納得しないとかの問題でなくて、これ全体の構成として、出口として結果としてどういう姿になるのかということ、なぜこの先、我々小委員会はもちろん、これから市民、村民に公表されたときに、これこの先10年、15年というものの中で、少なくとも我々慎重に審議して責任を持って検討した結果の数字ですよということをお示ししなければなりませんよね。そういう責任ある形の中で、これ一番基本になる問題だと思うのですよ、基本になる施策。

大山委員：それはわかります。

長原委員：その基本になる部分であるから、十分に納得いく審議をして、そしてその結果、やっぱりこれはちょっとどうかという意見にも出てくるかもしれませんが、ないしは、いや、やっぱりこれでいいのでないかと、大体いいよだというふうに判断されるかもわかりませんが、それは判断の問題ですから、いずれにしても一定の深めた数字のつかみ方と、分析ということが必要だと私は思って質問させていただいているわけですので、できればそういう意味でのご理解もいただけるとありがたいなと。専門家がやったのだから大丈夫だというだけでは、そうなのかもしれませんよ、結論としてはそうかもしれませんけれども。

大山委員：ただ、推計シミュレーションはあくまでも現時点を基礎に推計だから、将来的には国の考え方変われば若干変わってくる、そういう可能性は含んでいるのですよね。だから、どこまでもきちきちとした、どこまでも自分の納得いける数字が基礎にならなければ納得できないというのだったら、シミュレーションできなくなってしまうのですよね。

長原委員：ちょっと意味が違いますよ。ですから、その内容の問題については、後の出てくるものの点はいろいろ言わせていただきますが、こういうシミュレーションをした結果の姿、それを分析した数字を欲しいということを言っているわけです。ちょっと、だからこの数字がどうのこうのということを前提にして言っているのではなくて、この結果どういう姿になっているのだということ、もう少し分析して把握させてくれないかということ、言っているわけなので、その辺をできればご理解いただけるとありがたいと思うのですよね。

加納委員長：どうでしょうかね。今、大山委員の方からの発言もございましたけれども、

当然事務方としては、この委員会にある程度というか、出せる限りというか、私的の部分で出てくる資料というのもあるのですけれども、大枠の部分でこれだけの資料を出していけば、それなりの理解は得られるのかなということで進められているというふうに私も思っておりますけれども、ただ、今、長原委員からお話あったとおり、それをさらに示すまたそういうペーパーを出していただきたいという部分のこともありますけれども、これほかの委員はどうでしょうかね。

はい、池端委員。

池端委員：経常収支比率に関しては、やっぱり今後の補正というような部分の一定の見きわめにも必要な資料と思いますので、それはそれであった方がいいかなと。

しかしながら、全体的な推計はこの資料をもとに進めて構わないかなというふうに思います。あくまでも参考資料とか、今後の私たちの判断として経常収支比率のだけは、ちょっと私もいただきたいかな、財政力指数とですね。この2点は資料として提出いただければ大変ありがたいと思いますが、審議がそこでとまるという形には、考えにはなりません。

加納委員長：ほかどうでしょうか。先ほどもちょっとお話ししましたが、例えば確認を今日された上でパブコメに出すということで、当然そのご意見をいただいた上で再度また委員会を開くということでお話先ほどしましたけれども、その段階の中で相当大きく数字というか姿が、差違を感じるような姿のようなものがペーパーとして出てくるようなことがあれば、どうでしょうか、その段階で何というのですか、検討し直しにはできないのか。どうなのですか。少なくともパブリックコメントいただいて、そういうご意見いただいた上でそれなりの修正なりいろいろなことやりますよね、最低限度。しないかもわかりませんがね。

ですから、ただ数字的なことはどうでしょうかね。それはできるのですか。それであれば、今、長原委員から言われたようなシミュレーションの今回出された結果の姿としてのそういうペーパーが出されても、そういう大きな差違がなければ、そこで確認すればよろしいかなというふうにも思うのですけれども、それではまずいででしょうかね、長原委員。

長原委員：私の言っている意味を余り理解していただいていないかなという気がするのですけれども、どうしても次回の小委員会開催難しいという結論になるのでしょうか。もしどうしても、どう見ても日程的にできないのだという結論があるのであれば、そうしたらどうするかと私もそれを受けて考えますけれども、これだけの15年分も、これだけの財政推計を、ひとつもう少し深めようという話ですから、あえてどうしても今日全部やってしまうということを前提にしないでいいのではないかなという気がするのですが、確かにスケジュールとしてはきついというのはよくわかります、私自身もきついですから、非常にきついですよ。それはもう皆さんも共通だと思うのです。本当みんな大変なのです。これだけ時間とるとするのは。

だけれども、しょうがないのではないですか、うちの委員会の仕事としていえば。しょうがないのだと思うのですよ。今日、あと進めないのだというふうには私は言っているの

ではなくて、いや、まだお聞きしたいことはたくさんありますので、ちょっと進めたいことは進めたいのですけれども、何というのかな、何だかんだ今日で全部そういう疑問というのを積み残ししても確認してくれというふうに言われると、ちょっと困るなという感じです。

加納委員長：もちろん委員会の開催について、どうしてもできないということではないのですけれども、ただこちらが今予定している部分の範囲の中では、皆さんの都合がなかなかとれないと。そして、その日程をずれ込みますと、結局これは厚田村、浜益村もそうなのかもわかりませんが、石狩市についても住民に示していく、そういう時期がまた大きくずれ込んでいくという、これ6月の中ぐらいから予定は7月の中ぐらいの1カ月かけてパブリックコメントをしたいということ考えているのですよね。

そして、7月のパブリックコメントの結果を受けながら次の週あたりに、20日過ぎ以降になると思うのですけれども、このまた小委員会を開いて、そのパブリックコメントの結果含めての最終的な仕上げをそこで終わるということで、それを受けて今度は市民の皆さんに周知していくようないろいろな作業に入っていくということになっていくと、今週も来週も日程がちょっと厳しいということになってきますと、その日程が要するに大きくずれ込んでいって、今度市民周知に至る日程がちょっとずれ込むかなというふうに思うのですね。

ですから、この委員会としては、長原委員いわれるのはわかるのですけれども、できれば何とかそういうことについても含めて、早く市民の皆さんに示せるような日程で、皆さんのご理解をいただいて、成果品として出していきたいなというふうには思っていますけれども。

長原委員：ご意見聞いてよくわかります。ただ、この後もいろいろご質問したい点も残しているのです、その点でも今日全部整理できるかどうかという点では、ちょっと私自身も自信もない面もあるのです。だから、そうやってどうしても日程上ということで無理矢理決めてしまう、ちょっと性質的にもそういうものでないなという気はしますがね。来週だめだということですか、結局は無理だということですね、結論は。

加納委員長：今の都合でいけば、まず今週はもう無理ですね、基本的には、10日を過ぎてしまうと石狩市も議会始まってしまうものですから、なかなか議員さんだけではなくて、対応する職員含めて、なかなか難しいかなと。

それから、当然厚田村、浜益村についても15日から定例会が始まりますから、当然その前の段階でいろいろとあると思いますので、ですから開けたとしてももう一回ぐらい、差し当たりこのことについての部分については、開いたとしてももう一回ぐらいしかできないかなと思うのですよね。

ですから、そこでまとめ上げなければならないというふうに思っておりますけれども、そういうご協力をいただきたいなというふうには思いますけれども。

長原委員：8日の午後なら、大山委員も浜益村で開いてくれるならとおっしゃっているわけだから、ほかの選出委員の皆さんのご希望を聞いて、どうかということもちょっと考えてみたら。それだめならばしょうがないけれども、石狩市はいいでしょう、8日の午後でした

ら、うちの方の議会は。

加納委員長：いや、あと石狩市の委員、どうでしょうか。山根委員、浅井委員、小池委員、それからあと今日、藤原委員は来ていませんけれども、どうですか、日程的には。もし8日昼から浜益村でやったら。大丈夫ですか。ご協力いただけますか。

それから、厚田村については河合委員だけですか、もし出られないとしたら。

河合委員：いや、8日は出られます。

加納委員長：大丈夫なのですね。それから、浜益村については昼からであれば大丈夫だということですね。多分開催予定でいけば、今日もしできなければ浜益村になりますので、自動的に。

それでは、どうでしょうか。そうしたら、日程で進めさせていただいてよろしいですか、皆さん。

大山委員：もし、もう一度やるというのなら、長原委員が質問一番多いようですし、疑問点、事務局とすり合わせするで、答えもその1回で終われるように何とか、そのあとまたとなっても、それはちょっと困るので、そこでもう決着ができるように質問の要旨とか何とか全部伝えて答えももらって次の1回で終わると、ぜひそういうことをお願いします。

長原委員：当然だと思いますね。

加納委員長：もちろん今日はこの後また、まだ審議しますけれども、当然8日については、8日で確認を終わるということを前提で、8日の委員会は開かせていただきたいと思っております。そうしなければ、先ほど言ったようなことの日程が全部大きくずれ込みますので、そういうことのご協力を皆さんにいただいて、今日はこのまま、また引き続きやりますけれども、8日に確認含めて仕上げるということのご理解を、長原委員もいいですよ、そういう形で。

長原委員：基本的にそういうことを努力します。

加納委員長：はい、ありがとうございます。

それでは、引き続き協議を再開いたします。

はい、長原委員。

長原委員：それで、まず総論のところでは幾つか先ほど質問させていただいて、今ちょっと日程の問題で時間とらせて、まことに申しわけなかったのですが、さらに幾つかお尋ねしたいと思います。

まず、基準財政需要額の計算の件で、余り意味ないのだというお話でしたが、どうもそこがよくわからない。少なくとも合併特例法の期限切れの節目になる平成27年及び最終的な段階的なあれが終わった平成32年と、この2年分ぐらいは基準財政需要額を積み上げた中で、先ほど何といひますかね、平成15年、16年からの変動予想からの推計という数字と、果たして合致するかどうかというぐらいの検証はしなければ、この財政シミュレーションがどの程度の正確性があるかということの検証につながらないのではないですかね。全部の年度やる必要はないかもしれませんが、1年か2年抽出してやって、それと今の変動予想との

かみ合わせした数字、それが大体合致するというぐらいの検証というのは必要ではないのですかね。

だって、地方財政の基本的な数字を検討する上で、基準財政需要額、収入額はどうかという基礎数字がなければ、やっぱりそれはおかしなことになるような気がして仕方ないのですがね。我々の立場から言うと、これを本当に市民に示すという責任論からいえば、そういう数字との検証ぐらいは少なくともないと、ちょっとどうかなという気はいたします。

加納委員長：はい、事務局。

清水事務局次長：基準財政需要額の積み上げをご希望だというお話ですが、基準財政需要額が交付税ではございません。交付税は基準財政需要額と収入額の差し引きで出てくるものではございますが、今、財政推計で必要なのは交付税だけなのです、税額でございます。基準財政需要額というものは、計算は交付税法によって決まって、また省令によってその算定方法というのは決まってきました、毎年毎年動くものでございます。

ですので、算定方法が毎年毎年変わってくるものでありますから、基本としてどのような推計の方法がいいだろうかと、その推計手法をまず検討しました。それは、今は現状で考え得る推計算定の方法が一番正しいでしょう。であれば、平成15年度決算もしくは平成16年度予算、これで見込んだ数値、それは当然積み上げ数値でございますので、その積み上げ数値をベースとしまして推計していくと。一度ベースをつくった後に、それから変動要因の分を加味していく、それが大切であるという形でございます。平成27年とか平成32年の省令等が今、国会審議もされないうちにわかるはずもなく、それについての推計での積み上げをしるということは不可能でございます。であれば、どういう積み上げ方があるかといいますと、現状の省令に基づく積み上げ、つまりは平成15年、平成16年度見込みによる積み上げ、そのものでございます。

ですので、一度15年、16年度の積み上げを行ったならば、あとは変動要因となる部分を変えて、その分を加味すれば事は足る話でございます、平成27年、32年の分をいちいちもう一度積み上げるといことは、意味のないことではないのかと考えているところでございます。結果的には同じことでございますし、それであれば同じように15年、16年が積み上げ数値でございました、その分を結果論としてご提示するだけのこととなってしまうと思います。

加納委員長：はい、長原委員。

長原委員：ちょっとここは見解の違うところだなというふうに思いますので、この辺で議論、この点についてはやめます。なぜやめるかということ、私やっぱりダブルチェックとよく言うのですが、両面の裏側からもチェックしてみると。だから全部とっていないので、そういう意味で、この財政シミュレーションの精度、どの程度正確かという点を見る上では、ぜひ必要かなと私は思いますが、これはもう議論平行線ですから、これ以上議論してもしょうがないので、その点は意見が違うなということで受けとめておきます。

それでは、次に進みたいのですが、このまま質問していいですか。

加納委員長：はい、よろしいですよ。

長原委員：それともどこかで歳入についてとか歳出についてとか、段階的に区切って進めますか。

加納委員長：どこから来ても答えるそうですから。

長原委員：いや、いいのですけれども、委員長、進め方としていいですか。

加納委員長：いや、よろしいですよ、はい。どうぞ。

長原委員：それでは、そういうことで引き続き何点かについてお尋ねをさせてもらいたいなと思います。

まず歳入問題なのですが、歳入について少しお聞きしたいと思います。最初に、先ほどから出ている三位一体改革が、一体どこかわからないという今の状況ですよ。大体いろいろな情報の中から得られている方向性といいますが、そういうものを基本にして推計すると。これも現時点としては推計方法としてやむを得ないものと、私もそう思います。

ただ少し疑問なのは、まずシミュレーション設定の考え方の改訂版ということの2ページ目の3の(2)三位一体改革の考え方の(2)のあたりと関連するのですが、今の三位一体改革で検討されている税源移譲というのは、国庫補助金負担金の縮減に対して、それも相当事業精査をすると、それを縮減するというので、それに対して一定の税源移譲を地方にするというような組み立て方になっていたのではないかなと思うのです。

したがって、交付税の減額と、交付税が減額するから、その分を穴埋めで税源移譲しますよということではなかったかなというふうに認識しているのです。そういう点でいうと、この(2)の書き方からすれば、ほとんど影響はないと、だから二次推計では考慮しないと、こういうふうになっているのです。でもこれが考慮されなければ、国はこれ廃止すると言っているのですから、廃止と言いますか、どんどん縮減すると、対象項目についても幾つもあがっていますよね、生活保護費とか義務教育費の国庫補助負担金とか保育園とか給食とかいろいろと、もうどんどん出てきていますね、メニューとしては、いろいろなことが検討されていますよね。

そういう点では、これが影響がないということを前提にすると、ちょっとおかしくなるのではないのかと。それに対して総額でいうと、8割程度の税源移譲と言っているわけで、少なくともそれだけでも2割は縮減ということが言われている中で、その影響額は当然考慮されなければ、前提条件としてどうなのだろうなという点が私の疑問なのですが、それを示しただけだと思います。

それから、交付税の推移については、まさにこれ、本当にもう決まっていけないわけですが、私の印象とすれば3年間ぐらいでこれやってしまうよという三位一体改革の中身ということに基づいて考えておられるということですから、多分これは厳しめに推計している数字なのかなというふうに思いますけれども、その裏返しとしての税源移譲というとらえ方を、どこかちょっとしているのかなという、これ誤解かもしれませんが、そういう感じもありますので、その辺ご説明をいただいております。

それから、もう一点は歳入でいうと、ここに支庁の部長がいらっしゃる中でちょっと失礼な言い方になってもおもうのですが、北海道も非常に財政状況厳しいのはご承知のとおりですね、財政危機宣言出しているわけですから。当然財政構造改革期間中ということで位置づけて、現在取り組んでいるわけですね。その財政構造改革期間中の位置づけの中で、道の財政構造改革ということをも十分検討しているわけではありませんけれども、当然この各市村の道からの出資金、補助金等は、相当の影響を受けることになるのでなからうかと思われるわけですね。そういう影響額というのは、この説明資料を見せていただいた中では特に考慮されていないのかなと、道からの財政の縮減額ですね。考慮されていないのではないのかなという気がするのですが、その辺はどういう取扱い方がされているか、お尋ねをしておきたいと思います。

それから、歳入の点で個人住民税ですね、これが数字で見ますと一定額、ある時期ふえてくるのですね。これは人口動態その他で、それなりに計算された数字ということでお答えになるのだと思いますが、個人住民税がふえてくるという要素というのはどこにあるのかなと。というのは、人口が多少増加をすることという計算もあります、同時にそれを上回る高齢化の進行ということがありますよね。そうしますと、住民税そのものはそんなにふえないのではないのかと。なお高齢者に対する課税強化という点が予定されていますので、そういう国の税制の改正というものが、この中に加味された結果、こういう数字になるのでしょうか、その辺のご説明をいただいております。

それから、国庫支出金ですね。この国庫支出金も平成19年が23億9,000万円でしょうか。ということで、ピークとしてその後順次減少する年、多少上がり下がりありますが減少していくと、こういう数値的な配列になっていますが、この国庫支出金を計算上はどういう計算が立てられているのでしょうか、この点のご説明もいただいております。

それから、地方交付税ですね、これが平成27年以降は、いわゆる合併算定替が10年間ということになって、その算定替が切れたら今度5年間で逡減をしていくということですよ。そういう数字からすると余り減らないかと、27年以降、こんなに減らないのだろうか、合併算定替がなくなってですねという気がするのですが、その辺は数字の並べ方になるのでしょうか。

それから、歳入の面で合併特例債の発行額は、横計でこれわかります。あとの通常債のうち過疎債、つまり合併特例債と通常債と過疎債と3つに分けたら、この分類はどういう数字になりますか。

そして、同時に先ほどの事業で、3市村別の事業の一覧表をお示しいただいておりますので、これを横に足せばわかるのかな。横に足せばわかるのだと思うのですが、いま一度ちょっと説明をいただいております。

それから、特別交付税がそれなりに高目に見積もられていないかなという気がします。もちろん合併特例による上積みという要素もあるのでしょうか、これ大丈夫でしょうか。15年、16年から見て、ずっと3年間程度上積み措置があるというのはわかるのですが、

その後もそれなりの高水準の数字になっているように思うのですが、その点はどういう計算になりますか、お尋ねをしておきたいと思います。

最後にもう1つお尋ねしますが、今、例えば石狩市でも非常に財政状況が厳しいということで、財政構造改革に取り組んでいるのですよね、財政構造改革に。その財政構造改革は恐らく厚田村、浜益村においても取り組まれているものと推測しております。具体的に聞いていませんが、どのような状況というか、目標で取り組まれていますか。石狩市の数字でいうと、1年度の起債発行額を10億円以内に抑えていくと。これを基準にして、最終的に経常収支比率を平成16年度88%と聞いていますが、さらにこれを全国水準並に減らしていくことを目標にしてやっていこうということで、もうあらゆる歳出を削って、今また新たな財政構造改革の取り組みということを起こしていますが、こういった財政構造改革の方向性と今回の二次推計とどうリンクしてきますか。それが先ほど言いました最終的な財政指標で、推移を見ていくと非常にわかりやすいと思うのですが、お示しいただきたいと思うのです。

結局、石狩市の起債発行額は10億円という枠内ということで抑えていますけれども、厚田村、浜益村の財政構造改革では、そういう起債発行額でも目標数値というのはあるのでしょうか。仮にあるとすれば、それもちょっと数字でお示しいただきたい。その数字が仮に石狩市10億円、厚田村、浜益村が1億円、1億円と仮にしたとしますと12億円ですよ。12億円で10年間ですと120億円となるわけですが、これが財政構造改革で起債発行額を抑えようという数字なのです。それに対して今回、地方債の発行総額は10年間で279億円と、こういう数字になってくるわけです。

そうすると、財政構造改革で抑えている起債発行額の数字から見ると、約2倍くらいの起債発行がここで見込まれると。もちろん特例債があるからいいのだというようなご説明なのかもしれませんが、果たしてこれだけの大規模な借金を、財政構造改革のそこで抑えなければならぬと言っているものを、こんなに一遍に借金をどっとふやしていくと、10年間で。いいのだろうか。その結果の数字が大丈夫ですと、平成23年には黒字に転化しますと、こういう組み立て方なので、どうもそのつながりが私よく理解できないので、本当にこんなふうになるのかという気がしてしょうがないのですが、いましてご説明をいただいております。

加納委員長：それでは、事務局お願いします。

佐々木計画班長：それでは、私の方から4点目になると思うのですが、個人住民税関係の変動、そこらご説明したいと思います。

まず、個人住民税関係の変動につきましては、考えられるもの、変動要素といたしましては、今現在の住民税の均等割りの部分につきましては2,500円から3,000円に上がるという部分の影響もあると思いますし、それと後ほど次長の方からも詳しく説明あるかとも思いますが、個人所得割の部分で交付税の削減といいますが、減少と裏腹に税源移譲の分で増やしている部分がございます。先ほどの税源移譲の関係の考え方につきましては、別紙

地方交付税等シミュレーション設定の考え方改訂版で言いますところの6ページの部分ですとか、あと推計方法の詳細でいきますところの8ページの二次推計という欄にごさいますね。ここにあるように個人所得割ですけれども、シミュレーション設定の考え方の5、税源移譲の推計に基づきましてH15決算見込額が17、18年の2年間で8.2%増加、19年以降はH18の額で横ばいで推移するというような部分、それと生産年齢人口の増減率、このようなことで多少増えているような形で、個人所得割の欄だけ、ひいては個人住民税関係で見ますと、増えているような印象があるのかなというふうに思います。

続きまして、国庫支出金の計算方法ですけれども、国庫支出金につきましては推計上、大きく普通建設事業支出金とその他に類するもの、この2つに分けて推計を行っております。

まず、初めの普通建設事業費に絡むものにつきましては、本日お配りいたしましたA3の6枚物の詳細な資料、これらに基づきまして、その財源内訳欄の国庫支出金の部分を、それぞれ当てはめてまいりまして推計しております。ですから、その年々によりまして需要の多寡といたしますか、それによりまして変動はいたします。

さらに、その他に類する部分につきましては、1つ要素といたしまして現在、町村におきましては生活保護に関する事務につきまして都道府県ということでございますので、それが市になりますと、その部分の事務が財源とともに村の分も新しい石狩市としてやることとなりますので、その部分のこっちは財源側の国庫支出金が増えるというような推計の増減要素を加えております。その増加によりまして17年以降、もともと2村では存在しないと申しますか、財源として入ってきてはいなかった生活保護に関する国庫支出金が入ってくる、そのような推計、この大きく2つを合算いたしまして国庫支出金の推計としていところであります。

続きまして地方交付税、平成27年度以降5年間で逡減という合併算定替ですけれども、余り減らないのではないかとこの部分なのですけれども、こちら交付税につきましては各種もろもろの増減要素というのがあります、まず大きく1点目は人口推計に伴うもの、国勢調査の実施年度の翌年から基準財政需要額の算定上、人口が影響する部分につきまして、推計人口を当てはめて再計算した額を、その部分がふえるでしょう、もしくは減るであろうというような計算を別途行っておりまして、それを足したり引いたりしております。

ですから、国調年というのは平成12年、17年、次は来年ですか17年、22というふうになりまして、そのプラス1年度から変動というのはまず大きく影響してきます。28年から増えるというような影響が出ています。

また、あと合併特例債の償還費分ですとか、各種交付税に裏打ちされた財源があるような、交付税に入ってくるような財源があるものについても推計しておりますので、その償還が終了すればそれは消えますし、元金の支払いが始まれば増えるというような部分でも増減します。そのような部分も加味されますので、大きな計算の考え方、合併に伴う交付税の算定方法は委員おっしゃるように合併算定替と申しまして、合併しないで3つでばらで計算したものの合算額か、一本算定と申しまして一つで算定したものと、いずれか高い方。平成27年

度以降は、詳細につきましては、このシミュレーションの考え方の9ページ、10ページに普通交付税の計算の詳細が細かく書いてありますが、0.9、0.7と逡減するので、単純に減っていくのではないかというような部分も考えられるのですが、それに人口ですとか公債費の影響分とか、その他もろもろの要素がありますので一概に言えないといいますが、結果としてこのような交付税の推移のラインにあらわれているということです。

続きまして7点目ですけれども、こちらにつきましては、本日お配りした資料をごらんいただきたいのですけれども、この資料で財源内訳が出ておりまして、こちらというのは事業を10年間で計算しておりますので、10年間の通常債、特例債、過疎対策債の内訳ということになりますので、一応ご確認をお願いしたいと思います。

続きまして、特別交付税の額についてでございますけれども、委員おっしゃいますとおり特別交付税包括措置ということで、合併3年間は推計の考え方で言いますところの10ページの下の方ですが、またH17から19の間につきましては、特別交付税が約4.2億円。平成17年2.1億円、H18、1.3億円、H19、0.8億円と、このような額は当然見込んでおります。

その後の特別交付税につきましては、特別交付税と普通交付税の全国マクロベースの考え方といいますが、当然に一定率を特別交付税というようなルールといいますが、考え方になっておりますので普通交付税の変動、これには先ほど紹介いたしました人口の変動の要素も加わっておりますので、その規模に引きずられるといいますが、それに伴って増減いたすというような考え方を推計の内容に入れているところです。

清水事務局次長：引き続きまして、私の方からお答えしたいと思います。

まず1点目の三位一体改革に伴う税源移譲の考え方でございます。地方交付税等のシミュレーションの設定の考え方改訂版の2ページ3番目の(2)の関連だということでございます。これにつきましては、まず国庫負担金の縮減、廃止に伴う市町村への影響でございますが、これについては、まだ今のところ不明でございます。その実際の内容というのは不明でございますが、平成16年度の影響、つまり今年予算における影響を市町村分に限って見ていきます。市町村分に限って見ていきますと、石狩市の例で申しますと、一番影響があるというのは児童保護費等負担金、公立保育所運営費と言った方がおわかりになりやすいかと思っておりますけれども、そういった形のものでございます。これにつきましては100%以上、つまり義務的なものに類するものとして石狩市の方でも試算をしているかとは思いますが、平成16年度で1,600万円程度の予算措置をされていると思っておりますが、それについては100%措置されるものというふうに考えているところでございます。

ですので、こういったものについては、市町村での国庫の補助金というのは、義務的なものが非常に多くございます。そういった面と、それから今話題となっている義務教育負担金等は、この都道府県の分というのが非常に多くございます。そういったことも絡み合わせますと、それと17年度以降のことが実態が不明であるということ、それらを累々考え合わせますと、三位一体を総体的にとらえていくことが必要なのではないだろうかという考え方で

います。総合的にとらえたときに前回は申し上げましたように、臨時財政対策債相当分として3兆8,000億円程度が全体から削減されて3兆円程度、3兆1,100億円というふうに私も見ているわけですが、約3兆円程度が税源移譲で来るものだと、そういう相対論としてとらえたとき、それを反映させる1つの方法として、このような方法を使った。期せずしてここ2、3日前からでございますが、三位一体改革の中で6月3日、4日に行われます財政諮問会議、その折りで3兆円というものが小泉首相の指示のもと、税源移譲ということが入れられるということが報道されているやに聞いております。ですので、大体の考え方は、総枠では合っているのかなというような形だと思います。

実質の交付税を減らすかわりに補助金等を見ないでこうするのはいかなものかとおっしゃいますが、総体論としての税源移譲という考え方で立てば、こういう推計の方法も1つの考え方と。なぜこのような推計方法に思い立ったかという背景と言いますのは、昨年11月以降、総務省で出している財政の考え方の中で、交付税の縮減に当たっては、こういったものに対しても総体的にとらえて、税源移譲をするべきではないかというふうな理論も出てきておりました。また、27次地方制度調査会の中でも一般委員の中でございましたが、そういうふうな意見等もございました。

そういったことの背景もあって今の議論がされているという、そういった背景を考えますと、この総体としての3兆円の税源移譲、それと交付税が落ちてくるということは大筋で今の三位一体の考え方を踏み外してはいなく、おおむねそれを踏襲できるような形ではないかなと考えてしたところでございますので、ご理解いただければと思います。

次に、2点目の三位一体のこの3年間では、厳しめに見過ぎていないかという話でございます。一次推計では10年間で見ておりました。それが平成16年度の地方財政計画、並びに国の予算の状況を見ますと、三位一体改革を16、17、18の3カ年で実施するのだと、強い意思が働いておりました。そして16年度で実質の交付税が12%も落ちるといふ現実のものがあらわれてきているところでございます。これを直視しないで、それをまた一次の推計と同じような形で見ることこそが、きちんとした推計にならないのではないかという形で、このような3年間で三位一体がなるということは、17、18で残りの分は影響するという形で算定したところでございます。

ちなみに財政の判断の中ではいろいろな議論が戦わされました。中ではこれでも甘いのではないかという議論も当然出てきております。国で言うところの交付税の見方というのはもっと厳しく、段階補正やなんかももっと切り込むのではないかと、もっともっと厳しく見るのが筋ではないかという話もありましたけれども、今のところでは総体論としての先ほど申し上げた3兆円というのが筋ではないかと、その中で皆を見ていくと。いちいち細かなことを1つ1つ算定することは、現時点では不可能なので、総論として見ていくべきだということで、このような算定方法に落ち着いたというところですので、これについてもご理解いただければと思います。

次、3点目の道の財政構造改革、この支出金の影響についてでございますが、これについ

ては制度改正でございますので、わかる範囲で平成16年度時点で制度的に改正になるもの、これについては当然織り込んでいるところでございますが、その他の今検討されている内容について決着がどうなるか、道の議会、予算等も絡み、また道だけの予算ではなく国の予算絡みの道の予算というのも当然出てきますもので、それらについて推計することは、ここでは推しはばかれることから、わかる制度のことについて現状で押さえているというところでございます。

最後の点につきましては、専門部会の方で市の財政構造改革等についてお答えしたいと思います。

尾山厚田村財政課長：それでは、財政班厚田村の尾山ですけれども、厚田村の財政の構造改革の関係について、私の方からお答えいたします。

今現在、厚田村におきましては、財政の構造改革の計画はありません。起債の制限についても、これということはありません。ただし、村が今現在、第4期の総合計画を策定しておりますので、その総合計画に基づき、それぞれの事業に着手している状況にあります。しかし、単年単年のその事業の状況によりましては、内部協議の中で繰り延びになる事業もございます。

それで、財政の考え方としまして起債の制限の関係ですけれども、基本的には基礎ベースとしては大体3億円を1つの基準と考えております。ただし、村としましてはあくまでもその3億円を、起債を使う段階におきましては、あくまでも有利な、交付税のはね返りのある過疎債を中心にして展開している現状にあります。

それで、今後におきまして、このシミュレーションを行う段階で村としましては、総合計画の位置づけが平成22年までありますので、その過疎計画を重点にした取り組みという形の中で、今回この中に折り組んでおります。

それと、それ以降につきましては、まだ根拠的なものがないのですけれども、それにつきましては今までの過去のデータを平均化しまして、1つの事業ベースとして約3億円程度を見込んでおります。その起債につきましては、平成22年で多分過疎債がなくなるだろうという判断のもとで優位な部分を探そうという形になっておりますけれども、今の段階としてはこれという、それぞれの事業に合った起債を対応することしか考えておりません。

加納委員長：どうぞ。

宮田浜益村財務課長：浜益村財務課長の宮田と申します。

浜益村におきましては、平成13年度の途中から財政改革プログラムというものを策定しながら取り組んできております。プログラムの中に財政指数等の具体的な数値目標は掲げておりません。ただ、平成18年度には基金に頼らない財政運営を目指しております。

起債発行額の目安でございますが、プログラムの中には数字は定めておりませんが、平成14年から毎年の予算編成の方針の中で、普通建設事業債につきましては過疎債を中心として約1億円程度を上限として進めてきているところでございます。

加納委員長：はい、石狩市どうぞ。

三国石狩市企画財政課長：石狩市企画財政課長の三国でございます。

私どもの石狩市では現在、財政構造改革というものに取り組んでいまして、14年度からスタートしまして、財政の健全化を進めているところでございます。現在、このシミュレーションでどのような反映になっているのかというご質問ですけれども、これまでの財政構造の改革の取り組みというのは15年決算見込み、16年予算ベースというのを発射台にしていますので、これは取り組んでおります。

今後につきましては、このシミュレーション自体が行政体の規模なり形態が変わるということで、今その財政構造改革、これからの取り組みというのは私どもでパブリックコメントやっている最中ですけれども、それをここに今取り組んだ形になってはおりません。起債について、特にご質問は起債ということですので、起債についても私どもは起債発行額、かつて20億円、今10億円というラインでつくっておりますけれども、これについては100%交付税算入のされる臨時財政対策債、減税補てん債を除いて建設市債でもって行うという考えですけれども、このような過疎債とか合併特例債のような70%が交付税にはね返るといふ市債は現在のところ私どもございませんので、当然そういったことは想定外ということでございます。

ですから、この計画そのものには非常に合併特例債を活用した事業メニューというのが多くなっているというところございまして、それでは財政担当として、この財政シミュレーションに対しての財政の健全性はどのように保つのかというのが、当然のご質問なり疑念がわこうかと思いますが、私どもとしましては、このシミュレーションに当たりまして事務局と協議の上で、一番ポイントとなったのは先日の委員のご質問にもありましたけれども、基本的に今回のこの地方財政の動きそのものが今ちょうど議論の真っ最中という形で、形が見えていないというのが現実なところでございます。

ですから、数年間は様子を見た上で、ある程度修正なりが可能なシミュレーション、また計画であるべき、いわゆる柔軟性を持てるかどうかというのがポイントだというふうに考えております。

ですから、この計画そのものの中に、先日事務局からの説明ありましたけれども、合併特例債のいわゆる自己負担分に相当する3割分を減債基金に積み込むとか、またほかの細かな経費ですけれども、例えば建設事業をやったときに、それに対してその後のランニングコストを大体従前の事例を見て5%程度と踏んで、それを物件費に入れる。または維持補修費も減価償却をして、その年数分を入れ込むという形の、いわゆるセーフティーネットは施しているというふうに理解しております。

したがって、今後の財政状況、国の状況またはこれからさまざまな社会保障費の動向というのも非常に不透明な部分でございますが、ある程度の動きには、いわゆる建設系の事業計画を動かすことによって、新市の財政の経営はやっていけるというようなシミュレーションというふうに理解しているところでございます。

私からは以上でございます。

加納委員長：はい、ありがとうございます。

はい、長原委員。

長原委員：それぞれお答えをいただきました。わかったところもありますし、わからないところもあるということであります。

それで、わからないところ、どうも違うのではないのかなと思うところ、少し意見も含めて述べさせていただきます。

まずは2ページのところの話ですけれども、総枠で交付税が減って税源移譲がされると、それはそれで推計手法として、推計の方法ですから、それはそれでわかります。しかし、一方では国庫補助負担金の縮減、廃止ということも現実には進むわけですよ。それは影響がないということにしてしまうと、そこでは税源移譲の関係では2割くらいの差が出ますから、その差額は、この財政シミュレーションの中の不確定要素として残ってしまうのではないかなと思うのですよ。そうすると多少、歳入面がその意味では多めに見積もられることになってしまうのではないのかなと、その辺大丈夫でしょうか。

それから、次の個人住民税の関係も一般的基幹税の移管と言うけれども、これ大都市圏に有利で、中山間といいますか、この地方の都市には非常に不利だと、これは一般論として言えますね。対象がないわけですから、課税客体が非常に少ないという点で言えるわけですよ。

それで、こういう4ページの(5)にあるような計算方式、これは1つの理論値として、こういう計算方法が成り立たないとは言いませんけれども、これはこれなりの成り立ち方があるのかと思うけれども、現状はなかなかこう動かないのではないかという気がします。こういうふうに個人住民税はふえてこないというふうに私は思います。もしそれで、そうではないというご意見があれば、反論があれば、それはお聞きします。

それから、6のこの税源増加分については、また交付税の基準財政収入額として考慮しないというわけですよ。そうすると、逆に言うとその分が交付税との差額、はね返り分が多くなっていると、交付税の計算方法がその分ふえているということになりませんか。そうすると、多少その計算方式にもどうかという疑問が1つは出てくるわけです。

それから、道の予算の影響というのは、わからないとおっしゃるのはそのとおりなのだろうと思います。しかし、石狩支庁の部長がいらっしゃいますので、もしご発言があればいただければどうですか。全然影響ないなんてことは、ほとんど考えられないのではないかと、一定の影響をもたらすことになるだろうと。今一番焦点になっているのは道の単独事業4事業ですけれども、それ以外にも個々のものというのは相当出てくるのではないのかなという点では、一定の影響額というのは当然これ見込んでおかなければ、まずいのではないのかなという気がします。

それから、全体として財政構造改革との関係で、セーフティーネットになっているというご答弁でしたけれども、相当、今のお話ですと財政構造改革に取り組んでいるところでありますが、一応の起債発行の年度の目途で言いますと、一応石狩10億円、厚田3億円、浜益1億円と計算しましたら14億円ですよ。14億円で10年間という140億円ですよ。

140億円に対して、この財政シミュレーションでは270億の総事業をやると、こういうことですよ。そういう計算ですよ。

そうすると、約倍ぐらいの事業をここで起こそうということになるわけです。特例債というものの構造上、仕組み上、十分可能というようなお話ですけれども、果たしてそうだろうか。これだけ起債発行した、要するに今、我々、地方財政大変だというのは国の財政対策と同時に、今までいろいろな事業をやってきたと、そのことには借金がかさんで、それが今の時点で非常に大変だと、これを返済していくのに。こういう要素も財政危機の要素としてありますよね、我々の中に。それにさらにこの借金を重ねていくわけですから、その結果、果たしてこんな良好な財政に転換すると、黒字に転換するということに、どこのマジックでこうなるのだろうか。あとの歳出の件でまた少し、歳出の面でもそれは後で議論させていただきたいと思っておりますが、どうもそここのところの疑問は、私は解けないということを上上げておきたいと思っております。

歳入関係については以上なのですが、総じて言えば、全体として少し何と申しますか、歳入をあちらこちら、多少厚め厚めに見ていないかなと、もう少し厳しく見る必要があるのではないかなという印象を、どの部分ということではなくて、何点かの積み重ねでそういう感情を持っています。

加納委員長：事務局お願いします。

清水事務局次長：まず、1点目の税源移譲でございますけれども、先ほどご説明しましたとおり、実態が今のところ今後の三位一体による税源移譲の内容というのは不明だということもありますけれども、平成16年度の三位一体の1年度目の状況を見ますと、市町村のじかに影響する分については義務的なものが多く、それが100%になってくるものがほとんどであると。実態から計らって、そのものを踏襲するのであれば、100%になってくるのであれば補助金が交付金なり、もしくは交付税に変わるのであれば行って来いですから、要するに同額が来て同額で出ていくのでしょうという話になりますので、その分はあえて推計の算定に入れる必要がないのではないかと、このような考え方に立っているから入れていないということでございます。

ですので、この分については不明でございますし、またそれについては一定程度、財源補てんがなされていることからというのは、そういうことで書いてあるところでございます。その文章の意味というのはそういう意味でございますので、(2)の2行目の一番後ろの方、一定程度財源補てんがなされていることから3市村への影響は少ない、これはそういうものが入ってきて、必要なものが同額来るでしょうということですので、その分でございます。

それから、個人所得割の部分でございますが、一番大きいこの合併二次の表のところの個人所得割のところを見て、数字いただければおわかりのことと思っておりますけれども、平成16年から平成17年、18年と、これは税源移譲、三位一体の分であった分については増加しております。その影響を受けておりますが、それ以後は順次落ちていく形になっております。これは人口とかいろいろな要素も含んでの話になっておりますので、三位一体の分の

税源移譲での影響は増えておりますが、それ以降の分につきましては逐次落ちていく傾向になっておりますので、何らおかしい推計ではないというふうに理解しております。

それから、3点目の交付税への収入のはね返りでございますけれども、先ほど言いましたように、交付税の省令等がまだわからない話の中で、それをどのように見込んでいくかというのは非常に不確定、そちらの方が不確定要素になりますので、この場合は収入の変化の分はそうして押さえ、また交付税の総額としての推計は三位一体改革の中での減少の分というような中でとらえて、あとは大きな要素である起債の償還費の増減、それから人口の増減等を加味することが肝要かと思えます。これが全く正しいかと言われると、1,000円単位でとか1万円単位とか、いろいろな単位はございまして、どこまでの精度を求めるかという話になりますが、将来推計に至りましては、細かい表では1,000円単位でやりますけれども、おおむねこちらの方では100万円単位での話に、最低が100万円単位の話となってきます。そういったこと等もございまして、推計としてはこのやり方で適正であるというふうに考えているところでございます。

それから、道の影響についてでございますが、それにつきましても不確定要素の分を、先ほど交付税とか国の三位一体と同じように、わからないものまで推しはかることはちょっとできません。総体論として考えるべきことが可能であれば、それも1つの方法でございましょうが、現状でわかり得る範囲、道の制度改正で老人医療の分の変更とか、そういうものがわかる分については、その情報に基づき既に入れております。今後の動きにつきましてもそういった変化がある場合については、合併するとした場合、新市においてそういう形の中を考慮していく、またそのところは毎年の事情の変化と言いましょいか、状況の変化は当然、国レベル、道レベル、市町村レベルで発生するようなものが出ておりますから、推計しきれない分の中で対応していく、それは予算繰りというような形の中でやっていける範囲になるのかなと考えているところでございます。

佐々木計画班長：私の方から、ちょっと先ほどの10年間の起債額の補足追加の説明をいたしたいと思いますが、今日お配りした1枚物の通常債、合併特例債、過疎対策債のこの総計の欄ですけれども、こちら合計いたしますと195億円ぐらいになります。推計の詳細の表、A3版の地方債の欄の合計額が約280億円、この差がございまして。この差というのは、合併特例債の基金分約17.9億円ですとか、それから現在の石狩市ですけれども出資債です、出資金の財源としての起債、これが41億円です。それから、さらに減税補てん債、こちらが25億円程度、これを見込んでおります。これを足した額が、この推計のA3版の約280億円というふうになるのですけれども、このうち基金と減税補てん債、非建設事業債を除いた額、さらに合併特例債、参考ですけども、合併特例債と過疎対策債の実質的な一般財源負担分30%になりますが、これを再計算し直しますと、10年間の実質の純粋な一般財源負担ベースの起債発行額というのは151億円というふうになります。参考ですが、申しつけ加えて説明いたしました。

清水事務局長：続きまして、ちょっと補正いたしますけれども、151億円ちょっとと

なってくると思いますが、合併二次の推計のところの歳入の地方債のところ、うち通常債の一番右の方を見ていきますと、17年度から26年度の集計が載っております。それでも154億円という形で出てきておりますので、大体それとも数字的には通常債の分は合ってくる形になります。つまり特例債を除いて、その下に特例債があって125億円ぐらいになります。これは基金を含めてですけれども、そういう形となります。

つまりは、合併特例債の影響というのが、やはり色濃く合併のこのシミュレーションでは出てくると。石狩市をはじめ3団体、現実として計画的に文書でつくって確認されて進めているものもあれば、そうでない場合もありますけれども、健全化に向けて緊縮の財政をやりくりして何とか10億円なり3億円なり1億円の中で事業を行っていくという状況、この中には当然必要であっても先送りと言いましょか、我慢して本来住民に提供しなければならないサービスを捨てている部分もございます。そういったものとか、それを特例債等で賄える部分ですとか、または合併に伴って発生する統一的な業務、電算業務とかそういったような事業もございます。そういったものが特例債で行われているという形でございます。言えなれば特例債を活用して、できるだけ現状のサービスを維持できるような形に動く形ができると、それがこの事業費の計となってあらわれているというようにご理解いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

加納委員長：暫時休憩をしたいと思います。

長原委員：ちょっと休憩の前に1点だけ、今、最後にご答弁いただきました通常債と、いわゆる過疎債、通常債の縦計、横計の数字のお話ありましたよね。それも次回のとき、できればペーパーで出ませんか。縦計、横計で出した今のご答弁の内容、そのままペーパーで出ませんか。ペーパーでもし出していただければ。言葉でばらばら言われても頭でそう簡単に集計できないので、ちょっとペーパーで出してもらえればありがたいということです。

加納委員長：では、次のときに出すようにいたしますので、いいですか。

では、暫時休憩します。10分ぐらい休憩します。

(休憩)

加納委員長：再開いたします。

長原委員どうぞ。

長原委員：全体としての時間のことも当然勘案しなければいけないので、かなり疑問もあるなという思いは残るのですけれども、幾つかの点ではペーパーで出していただけるというご答弁もいただいておりますので、歳入面についての話については、私の質問はこの程度としなければ、時間の都合上まずいなというふうに思っています。

ただ、全体として今ご答弁いただいたその部分では、そういう推計の方法、考え方に立って組み立てられたのだという説明そのものは、それとしてわかりますけれども、やっぱり全体としてでき上がったこのシミュレーション自体の姿、特に歳出面はまたあとで質問させてもらいますが、歳入面それから総合的に見ても、どうもちょっとどうかと、私の冒頭申し上げた疑問といえますか、精度が果たしてこれで大丈夫かという点は、依然として私は持つ

ていると。今のご説明で、ああ、そうだな、このとおりだなという思いには、ちょっとなかなかかなり得ないという点だけを言わせていただいて、歳入面での一応質問については、これで打ち切ります。

加納委員長：歳出も大分ございますよね。今日ここで。

長原委員：多少あるのですけれども、場合によっては先ほど出していただいた資料がありますよね。それとリンクさせた歳出の問題もありますので、その部分は次回に回せというならば回しても、そしてまた次回でできるだけ最終的な議論が終結できるように配慮してくれという大山委員からのご指摘もありますので、そういう配慮を持ちながら、できるだけ短くするにはしたいと思いますが、入り口だけでもし今日できればさせていただいて、あと項目だけでも並べておくという方がもしよければ、そうします。

加納委員長：このあと何人かの委員のまだご発言もございますので、どうしますか。入り口の部分だけでも長原委員、質問内容をちょっと大枠で言っていただければ、事務局の方も次に備えて、資料含めて。

長原委員：私は歳入歳出分けて今質問していますが、歳入部分も含めてほかの委員もご質疑あると思うので、先にそちらちょっとやっていただいて、最後に残された時間の中で項目だけでもだっと述べます。

加納委員長：そうですか、はい。

それでは、先ほど長原委員の中で質問のあった道の構造改革の関係について、今、共通委員の田中委員の方から今、発言できる範囲で発言をしていただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

田中委員：先ほどの長原委員のご質問の関係なのですが、共通委員というよりは道の立場として概要について説明するということになるかもしれませんが、道補助金も道のこれからの財政計画の中で決まるのでないかという話でございましたけれども、確かに道財政悪化しております、ただいま財政建て直しについて道民の方にご理解をいただきたいということをお願いをしているところなのですが、ご承知のとおり道財政悪化してしまっていて、15年度の収支不足額1,700億円を超えたということで、このままでいけば赤字債権団体に転落するような状況になっていると。債権団体に転落してしまうと、もう補助金云々かんぬん言っているような状況でなくて、もう道自体がかなり経費の節減をしなければならないという状況なのですが、そこまでいかないように道としては今年の夏と言っていますけれども、7月になるのか8月になるのかちょっとわかりませんが、財政建て直しプランというものを作成することにしています。その財政建て直しプランというのは、期間は17年度から平成26年度、10カ年というような計画をつくる予定にしております。その計画の中で特に17年から19年度まで、これ3カ年なのですが、3カ年については15年度末の収支不足額1,700億円を超えているのですが、その1,700億円を解消するというところで、集中的に対策を講じるということで集中対策期間というようなことで進めたいというふうに考えているようでございまして、15年度の予算が、これは2定のときの現計予算で

すけれども1兆6,553億円と。この10%に相当する額の経費について、削減をこの3か年の間でしていきたいという計画を組んでいきたいということなのですね。

それで、この中には当然、一般施策事業である道単の補助とか、こういうものも当然入ってきて縮減廃止されるものもあるということだと思います。ただ具体的な補助、どういうものを削減していくかというのは、具体的にはこれから固まっていくだろうということで、先ほど清水次長が言ったように、今の段階で市町村に与える影響額を出せと言っても、なかなかちょっと難しいのかなと。ただ、先ほど言いました医療費の関係とか、そういうものについては、これまでは取り組んでおりますので、そういうものについては影響額はわかると思いますので、当然この計画の中には含まれているのではないかなというふうに思っています。

したがって、これから7月、8月にかけて財政建て直しプランができ上がると思いますけれども、その中で具体的にどういうものが削減されていくのかというのを固めていくというふうなことで押さえておいていいのではないかなというふうに思います。

加納委員長：はい、ありがとうございました。

ほかの委員からどうでしょうか。次に向けてのことも含めて、要望も含めてお伺いをおきたいと思いますので。

はい、小池委員。

小池委員：先ほど来から財政計画について極めて専門的なやりとりを聞かせていただいているのですが、私は正直言って全く素人でございますので、その重要性について勉強をさせていただいているのですが、質疑の内容を50%わかったかどうかという大変心もとないような状況であります。私の立場というか、本来もっと突っ込んでお話を財政計画についてやるのが、この会議の目的なのかどうかということにちょっと疑問を実は持っているのです。私ごときがこの財政問題というものがわかるわけではありませんけれども、要は今回出された資料の中で、第一次と第二次のシミュレーションが、第二次は第一次と比べてどういうふうに変ってきたのかと、そのポイントはどこにあるのだというふうなことを説明をさせていただくことが一番重要ではないかなと思う。確かにここにありますから、これを見れば要所要所にちゃんと書き込んでありますよとおっしゃるかもしれませんが、これは全く財政のプロの資料だと思うのです。これは我々が見て、はっとわかるようなことであれば、そんなに難しいことではないと思うのですよ、財政問題というのは。

だから、そのことで水を差すつもりは全くありません。議論を進めることについては大変重要なことだと思いますので進めていただきたいのですが、私は一般市民感情あるいは住民感情から見て、合併によって新市全体の財政状況は、大体どういうふうになるのだろうか、そういうことがわかれば、うん、なるほど、ああ、これではいけないとか、合併が難しいよとか、あるいは賛成だとか反対だとかということは出てくると思うのです。まず財政状況、向こう10年、15年どういうふうに変っていくのかなということ、資料に基づいてお話をしてくださること、それを一番私は住民が知りたいことだろうと思うのです。

したがって、その資料に基づいて、今までよりも市民は税金だとか、あるいは手数料だと

か使用料だとか、そういうことで石狩市は幾ら幾らアップしそうだよと、厚田村はこのくらい上がりそうだよということになったら、これは反対すぐ出てきますよ。そういうことが財政計画の中に一体あるのか、ないのか。現状維持を少なくとも図っていくのだ、そのために、この財政計画をこういうふうにつくり上げているのですよというふうな説明をぜひいただきたいなど。

それから、それによって住民の暮らしが変わっていくわけですから、そのことをもう少し親切に、言ってみれば生活実感のあるお金の話をしてもらいたいのです。

それから、たしかこれは第一次シミュレーションのときに、メリットという項目がありましたね。今回はここにあるのでしょうか、どう見ても発見できないのですけれども。やっぱりミニ解説を文字で知りたいと思うのです。長原委員のおっしゃったペーパーというのはどういう意味かわかりませんが、まさにペーパーで、そうですね、ワンポイント解説みたいなものを8日までに用意していただけるかどうかわかりませんが、そういうものがないとパブリックコメントをやって、例えばこれをまさか皆さんに渡すわけではないでしょう。こんなものを渡したら不評中の不評だろうと思うのです。

そうすると、何を手がかりに10年先、15年先の財政はこうなりますよというメリットとデメリットを含めた解説をぜひ、そういうものがないと皆さんよくわからないと思うのですよ。そういうことを含めて私の要望として、これからそういうことができるのかできないのか、お答えいただければありがたいと思います。

加納委員長：どうですか、事務局。

清水事務局次長：まず、シミュレーションの一次と二次の変更のポイント。すみません、少しでもわかりやすくと思ひまして、ちょっと言葉悪いですがマニアチックな形になってしまったのかなと、それで余計わかりにくくなってしまったなかということについては、ちょっと反省しております。

それで、簡単にご説明させていただきます。一次シミュレーションと二次シミュレーションの大きな変更のポイントというのは3つございます。1点目が三位一体の考え方でございます。三位一体の考え方が、おおむねの考え方は一次推計と同じでございますが、16年度の国の予算の関係、地方財政計画の関係から多少金額のずれが生じたということと、もう一つが、期間が10年間ではなく構造改革の期間3年間で、合併にしてみれば17、18になりますから2年間で影響が出てくるという形でしなければいけなくて、その影響額の期間が10年から2年間に圧縮されて非常に短い期間で影響が出たと、これが1つのポイントでございます。基本的な考え方とか交付税それから税源移譲の考え方は、一次推計とは変わっておりません。多少の額と期間という形での変更があったということが、ポイントの1つでございます。

2つ目のポイントが、この普通建設事業に代表されるのですが、建設計画を組み立て具体化になることによって、事業費がおおまかな推計、積み上げ額が可能になりました。その事業費を一次推計では3市村からの要望等で、ただ足したものをに入れていただけでございま

すけれども、今回は皆様のご議論いただいた、ご確認いただいた内容のものを盛り込んでいます。ですので、合併するとした場合、行くだらう事業が具体的に入り込んだ推計となっていると。つまり、事業計画がそのものが反映された推計となっているということが2つ目のポイントでございます。

3つ目のポイントとしましては、合併協議会における協議の内容、その状況が盛り込まれていると。具体的に申し上げます、前回のとき下水道の中でありました個別排水事業、あれは新市全体で行うという形になっておりました。そういったものについて負担金というか一般会計からの繰出金等が必要になってきます。そういったものは構想の中に盛り込んであると。簡単に言いますと、協議会での協議事項が反映されている内容になったと。一次推計では協議会のそれが反映されていない、ただ3市村からの経費の合算でございましたので、それを修正して合併協議の内容が反映されているものとなっていると。これが大きな変更、3つ目のポイントでございます。

それから、次に今後どうなるかわかりやすくということで、税のアップがあるかどうか、または現状維持なのかどうかというお話でございました。合併に伴う税金等のアップというのはございません。平成17年度からで、これは国の税制改正で個人均等割りというのがございますけれども、個人住民税の中の個人均等割りでございます。これが市では2,500円、町村でいえば2,000円というものがあるわけなのです。これが制度改正で一律3,000円になるという、これは国の法改正であったので、そういったものにつきましては当然加味しておりますが、合併だからといって3市村で税金をいじるという形はしておりません。国保税などについては合併協議会で合意がなっていて、不均一課税がなっておりますけれども、そういったものはそのとおりに反映しているものでございます。

また、使用料等についても合併協議会で決まった使用料の形を踏襲している形でございます。それ以外のものについては、一切現状のまま。平たく言えば、現状のままの分で推移しているというふうに考えていただければというところでございます。

それから合併の効果、一次シミュレーションのときにありましたように、職員の給与費でどれだけの効果があるのだろうかといったたぐいのものだったと思えますけれども、なぜ今回入れていないかというのは、事務局内でも議論はしたところなのでございます。財政計画としてですので、歳入歳出という形のこれが一般的な形でございます。一次シミュレーションのときには、これを解説として皆様にお見せするという意味で、わかりやすい効果の分というのを入れていたわけでございます。

それで今、事務局で考えておりますのは、ダイジェスト版にはそのような、わかりやすいような表記のものを入れてはどうかということを内部検討している最中でございます。ただ、この協議会の中でもそういうものが必要というお話であれば、検討してこの場で8日にそういうものはできるだけお出しできればと思っているところでございます。

加納委員長：小池委員よろしいですか。

小池委員：はい、わかりました。

加納委員長：あとどうでしょうか。

はい、池端委員。

池端委員：起債の中に通常債、合併特例債、過疎債というのがあるのですが、個別の、これ普通事業なんかの内訳を見ますと、継続事業であったり新規の事業であったり、いろいろ制限のある中で使い分けをされて起債をしているのかなというふうに考えるのですが、公債費がある程度固定しながらも縮減を図る中で、これもう少しやりくり、これ以上のやりくりはできないのでしょうかね。要するに継続の事業に普通通常債ではなく、もう少し精査して有利な特例債に振りかえていくと。要するに79.数%という起債率になっていますけれども、これを100%まではいかなくても通常債を今までどおり起債しながら、さらに特例債の発行率を上げるのではなく、逆に通常債を減らしながら事業の転換を図って、この10年間の使える有利な特例債をもう少し精査して、その事業に振り分けるといことは、不可能なのではないでしょうかね。

加納委員長：はい、事務局。

清水事務局次長：この今、合併特例債の関係で、通常債の分をもう少し振りかえて特例債をふやしたらどうかというご意見かと思ます。

まず、私ども合併特例債をつける断に当たりまして、ある程度の選定方針というものを内部で検討して、事務局内でございますけれども、組み立てたところでございます。それを先にご紹介させていただきます。

まず、国の制度としての特例債ですので、国で出している対象事業というのが一応示されているところでございます。いろいろな解説本で出ているわけですが、それが3つございます。1点目が、合併後の市町村の一体性の速やかな確立を図るために行う公共的施設の整備事業。2点目が、合併後の市町村の均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業。3点目が、合併後の市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共的施設の統合整備事業という形になっている形でございます。これを見まして、これは要件として外せません。この要件に合致するものをまず洗い出しました。

どういう形で行ったかと言いますと、選定に当たりまして、まず合併後の新規事業を主として選定を行いまししょうと。なぜならば、合併ということ起因として使うのが特例債ですので、新規事業というのがまずメインになってくるのではないのでしょうかという考え方に立ちました。

2点目に、合併前からの継続事業というものについても、これは合併前と合併後ではっきり区別できる、継続であっても合併のために必要だということの意味づけで、事業的にも事業費的にも区分できるものは、国に聞いたところ可能だという形でございますので、そういったものも入れられるのでしょうか。では、そういったような選別の仕方もあるかなと。

そして最後に、合併後の財政運営を考慮しなければいけませんでしょうと。100%ばちばちでつくってしまえば、いざ事業費が変わって膨れていってしまったとしますと、合併特例債を充てようとしていたその事業が、特例債をつけることができなくなってくるというこ

とも考えられます。

また、財政運営的に今ぎりぎりまで使ってしまうと、ゆとりの分がなくなってしまうことから、実際の運営のとき、合併特例債というのは枠的に考えなければいけないのですね。事業に個別に張りつくというのではなく枠としてもらう、それをどのように財政運営で使用していくかという観点が必要になってくるわけでございます。それで使った分の7割が戻ってくるということの逆計算で使うということも財政運営上、きっと実際の断になると必要になってくるのではないだろうか。

そうなりますと100%張りつけていってしまうと、先ほど事業費変わった場合とか、財政運営が苦しくなったときの逃げ道がなくなってしまう。またいろいろな批判ということもすべて絡め合わせたとき、8割程度に抑えておいて実際の事業、合併するとした場合に事業実施に当たっては、その中で、あとの2割はゆとり分として使うも使わないもそのときに判断していくことが必要なのではないか、計画上は8割にとどめるのが今後の健全財政運営では必要ではないかということで、8割程度と言うことを目途に先ほど言った対象事業それから選定方針に基づいて割り振った結果、このような形になりました。具体的には相当苦しい中のやりくりの事業の中でやりましたけれども、教育部門とか福祉部門とか、そういったものに対し主に特例債をつけていったところでございます。

加納委員長：はい、池端委員。

池端委員：はい、わかりました。これは技術的な部分も含めて、猶予は猶予で2割残すという今お答えもありましたが、行政としてのテクニックも活かしながら、よりよい財政の健全化に向けた手法を駆使してほしいなというふうに、要望にとどめておきます。

あと、歳出の方もよろしいのでしょうかね。

加納委員長：はい、どうぞ。

池端委員：災害復旧事業の欄が支出項目の中、17年からゼロになっているわけですが、15年度ではこれ1,240万円ほど実績が上がっているのでしょうかね。一応16年度では6,00万ほど予算を計上しているわけですが、17年からゼロという歳出の予算を立てることは、これいかがものかなと。不測の事態に対応するような予算は、あくでも予算ですけども、そういうこともちょっと見越していた方がいいのかなという気がいたします。

それとあともう一点、特別職の給与のところ、たしか21年のところで7,200万円から5,200万円に急に減っています。それからは平準化しているわけなのですが、これは区長ということでよろしいのでしょうか。区長が特別職ということで4年間の在任期間が20年まで盛り込まれ、21年からは区長がいなくなることによって5,200万円に縮減されるというのでよろしいのでしょうか。

清水事務局次長：そのとおりでございます。

あと災害についてでございますけれども、私どもの中で議論あったところなのですが、災害というのは非常に見込むのが難しいところで、ある年もない年も、たまたま15、16年で出てきてはいますが、額にばらつきがございまして1,200万円とか600万円

とかいう話になってございます。

ですので、申しわけないですけども、1,200万円とか600万円とか、このたぐいの額であれば、臨時の中の当時の予算の中で泳ぐことが可能な額なのではないだろうかと思っております。また多額にそういうものが発生する場合、つまり災害で発生する場合がありますと、ちょっとこれも細かい話になってしまいますけれども、特別交付税での手当ですか、そのために備荒資金を積んでありますとか、それなりの財源手当の分の道は残されているもので、そういうことを加味しますと、わかりやすさから言えばゼロにしておいた方が理解しやすいのだろうか、と、推測不可能なものを入れておくよりも、そういう予備の手当というのがございますので、そちらの方を検討するという方でゼロという形をさせていただいたところでございます。

加納委員長：はい、池端委員。

池端委員：ではもう一点だけ。あと扶助費の欄ですが、17年から微増しているのですけれども、これぐらいの予算でいいのかなというのが1つありますよね。経済情勢ですとか高齢者比率ですとか、いろいろな部分がここには加味されてくると思うのですが、ちょっとここは安パイではありませんが、もう少し多く見積もった方が今後のことを考えても安全圏かなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

加納委員長：はい、事務局。

佐々木計画班長：扶助費につきましては、人口推計のうちの高齢者人口の伸び、これを3市村のそれぞれの平成16年予算ベースですね、それを高齢者人口の伸び率の成立で伸ばしていっている結果ということになります。

さらに、それに先ほど国庫支出金の中で一部お話ししましたが、生活保護費の分の2村分の扶助費、今度市になりますと市の事務として市から支出することになりますので、その分が平成17年から2村分で合わせて加えているというような推計です。見た目上は、ですから17年から以降の数字を見ますと、高齢者の分の微増というような感じを受けるかもしれませんが、このような推計というふうに一応しております。

池端委員：わかりました。

加納委員長：ほかどうですか。

(「なし」の声)

加納委員長：なければ、時間も時間でございますので区切りたいと思いますけれども、長原委員の方から先ほどあったように、次の委員会に向けてのちょっと項目だけをかいつまんで質問をしていただければなというふうに思いますので。

長原委員：主な私のお聞きしたい観点だけ、ちょっとお話をさせていただきます。

まず、歳出の中で合併をする上でどうしても必要になる、いわゆる合併コストというのでしょうか、合併をするために必要になる特別な経費というのがあると思うのですよ。それは通信網の確保というのが22億円くらいかかるというのは合併協議会の中では出ていましたが、これだけではなくて、そのほか幾つかあるのではないかなと。例えば住所変更だとか、

いろいろな書類の変更だとか、それから厚田支所の改修費ですか。支所をつくるための費用だとか、いろいろ考えられるわけですが、それらのものが事業メニューで幾らで合計で幾らかと、そういうのはっきりしていただけたらありがたいかなというふうに思っています。

それから、公債費なのですが、この推移ですね。合併特例債、それから普通起債の過疎債という中で、それぞれもう年次によって発行していくという事業計画になっていますが、公債費の支出額はわかりますが、このうち特別のものとしては合併特例債ということになるわけですので、その合併特例債の償還額ですよ。その償還額というのは何年次に幾らになってくるのかと。普通債も含めて内訳といいますか、分けてそういうものが出ないのかなという気がします。お願いできないでしょうか。

なぜそれを言うかという、これだけ合併特例債をというか、いわゆる通常債は今まで私どもが3市村で発行してきた起債の年次額の今までのですよ、過去ですよ、平均額の大体積み上げたら普通ぐらいになるのですね。だから逆に言うと、特例債だけがこの10年間で合併することで上積みをして発行しようというふうにも言えるわけですよ、数字的に言うと。そういうことでは、そういう意味で特例債の償還額というのはどこに行くのか、そしてその償還のピークというのはどこで迎えるのかなと。そのピークを迎える年次の財政収支というのが1つの目途になるのかなというふうに感じているものですから、そういった数字を別枠で出していただくわけにいかないかというふうに思います。それから、普通建設事業なのですが、これがよくわからないのですよ。平成16年をベースにしますと、3市村合計で26、7億円ほど普通建設事業というのがあるのですよ。ところが、平成16年度を見ても特別な仕事をやっているわけではないのですよ。しかし、特別な仕事をやらなくても平年次でこれぐらいの普通建設事業費がかかっているのですよ、いろいろな内容はありますけれども。それがこの合併シミュレーションで見ると、後年次になりますと20億円程度という数字が並べられています。

ところが一方、事業総額でいうと相当の箱物結構やりますよね、この事業で言うと。いろいろな箱物入っていますよね。これだけ箱物をどんどんやりながら、普通建設事業の集計数字がこの程度ということになれば、今までやってきていた普通建設事業の中に含まれている日常生活にかかわるいろいろな経費ですね、こういうものがはじき出されてしまうのではないかというような疑問も出てくるのですが、その辺のところをもう少し詳しくご説明いただいた方がいいのではないのかなというふうに思います。

それから、全体として今、池端委員の方からもお話がありましたが扶助費ですね。この見積もり方はどうかと。高齢化ということもありますし、生活保護費の算入という問題もあれば相当、本来ですと現行制度をそのまま維持して、これを算入していくという先ほど説明の基本からすれば、当然もっと増えると思うのですよ。

したがって、どうしてもこの中には一定の制度的な縮小、縮減ということが、それなりに見込まれているのではないのかという気がするのですが、その辺の内容的なことをご説明をもう少し具体的にいただいておりますというふうに思います。

制度そのものについては、細かく言うと、1つ1つ言うとたくさんあるので、ここで全部その制度1つ1つの状況を議論することはできないと思います。ただ、総枠としてどういう動きで見込んでいるかということと、特に何か大きな変更事項、大きな問題等が見込まれているものがあれば、それは事業メニューとしてお示しをいただきたいと思います。先ほどからのご説明ですと、現行を維持している経費は、ほとんど全部見込んでいるというお話ですけども、そうだろうか。それではこの歳入歳出ちょっと合わなさ過ぎるなという感じがするのですが、その点なども歳出面でも間違いはないのか。例えば合併後見直すことになっている事業いっぱいありますよね。いっぱいあるのですよ。そういうものは、この現在やっている事業をそのまま経費として見込んで、合併後にそれは見直すということを見込まない中での財政シミュレーションということで再確認させていただいていいのかどうか、その辺のもう少し詳しく事業項目の中で、そうではないのだと、やっぱり合併協定書でこうなっているので見直しているのだというようなものもあれば、その部分のご説明はいただいております。幾つか資料のお願いもしていますので、それらも見せていただきながら、今の申し上げたような点から、もう少し精査、検討させていただければというふうに考えています。

加納委員長：事務方の方は大丈夫ですか。

それから、当初に言われた資料要求についても大丈夫ですよ。これ確認、大丈夫ですか。確認しなくてもいいですか。一応確認だけしておいた方がいいと思いますね、漏れのないように。

清水事務局次長：財政指標としまして、次回までに事務局で作成していきたいと考えておりますが、経常収支比率、起債制限比率、自主財源比率、財政力指数。

長原委員：公債費負担比率でもどっちでもいいかと思います。

清水事務局次長：自主財源の全体に対する割合だけだから。

長原委員：公債費負担比率。

清水事務局次長：自主財源比率ではなく公債費。

長原委員：起債制限比率でもいいです。

清水事務局次長：もう一回確認します。経常収支比率、起債制限比率、自主財源の割合、比率ですね。それから財政力指数。長原委員言われたのはこの4点かなと思います。

それから、もう1つ400人に落とす、現在平成17年度は487人から400人に10年間で落としていくわけでございますけれども、その移行の方なのでございますけれども、これは機械的にやっている部分ということでご説明したのですが、ペーパーでという話だったのでございますけれども、私ども危惧しているのが、これが出ていくと3市村の特に2村の方で職員数等を、実態はいろいろな事務とか、いろいろな組織機構の改変にあわせて落としていく形、それで400人。どの時期にどうなるということは、今の時点では言えない話が本当のところでございます。

ところが、財政推計としてはそれはできませんので、単純に機械的にある退職者と採用者

の割合を出してやっていくだけの話でございます。それがひとり歩きしてしまって、こうなるのだというふうにペーパーを出すと、そこがちょっと怖くて一定の比率でやっているという説明でご納得いただければ一番うれしいのでございますけれども、やはりこのペーパーというのは必要ですか。

長原委員：お願いします。これ私だけではなくて、いろいろなところからも、その基本数字が欲しいというご要望、私も受けて発言しているわけですので。

清水事務局次長：その要望が財政のシミュレーションというか、財政計画のものなのか、また別なものに使われるかと、そういうようなのが非常に心配になってくるころなのですけども、そういったところについては注釈を振りながら、そうしますと作成せざるを得ないのかなと考えておりますので、そういうことでご了解いただければ。

加納委員長：よろしいですか、長原委員。漏れはないですか。

長原委員：まだありますでしょう。

加納委員長：もしわかるのであれば、ちょっと確認して。

佐々木計画班長：それでは、引き続きちょっと確認ですけれども、続きまして歳出の関係資料ということで、先ほどお話ありました、まず1つ目が合併時にといいますか、合併するために生じる必要なコストの一覧といいますか、それらをまとめた資料ということですね。それがわかる資料。それから、公債費で特例債、それから通常債の償還額の何年に幾らか、年次償還、それと償還のピークなどわかるような資料ですね。それから普通建設事業、これはご質問ですね。それから、地方債の280億円の内訳と151億円と答弁いたしました部分の内訳の資料、こんなところだと思うのですが、いかがでしょうか。

長原委員：おおむねそうだと思います。私がお願いした資料は、そういうところだと思います。

加納委員長：それと、先ほど小池委員からお話のあった市民向けの含めてのダイジェスト版的な部分ということでお話が事務局からありましたので、この部分についても提出をしていただきたいなというふうに思いますので。

あと漏れはないでしょうか。

(「なし」の声)

加納委員長：なければ、8、財政計画につきましては、継続審議として次回の委員会でまた審議をさせていただきたいなというふうに思いますので、本日はこの程度で終了したいと思いますけれども、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

3. 閉 会

加納委員長：以上、本日は予定されている関係については継続審査ということになりましたので、以上で本日の委員会を閉会いたします。

大変にご苦労さまでした。次回の予定を事務局の方からお願いします。

佐々木計画班長：私の方から次回の予定、再度改めて確認いたしますが、財政計画の再協議ということで、6月8日火曜日になります。1時半からでよろしいでしょうか。1時半から浜益村議会の議場におきまして開催いたしたいと思っております。

加納委員長：1時間半、2時間ぐらいでまとめ上げられるようなご協力がいただけるのであれば2時でも結構だと思いますけれども。

いずれにしても次の委員会でもまとめ上げたいというふうに思っておりますので、格段のご協力をいただきたいなというふうに思います。

1時半でよろしいですか。

(「異議なし」の声)

佐々木計画班長：ご出席の委員の皆様は全員出席ということですのでよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

佐々木計画班長：はい、よろしくお願いいたします。

案内につきましては、今いらっしゃる方には出しませんので了解してください。今日来ていない方につきましては、電話ですとかその他もろもろの手段で連絡をとることにいたします。

加納委員長：よろしいですか。

(「はい」の声)

加納委員長：では、どうもありがとうございました。

上記新市建設計画小委員会の経過を記録し、その相違ないことを証すため、ここに署名する。

平成 年 月 日

新市建設計画小委員会委員長 加納 洋明